第47回技術情報検討会の結果概要

令和3年8月18日原子力規制庁

本年7月8日に開催された第47回技術情報検討会の結果概要について報告する(別紙及び参考参照)。

別紙 第47回技術情報検討会 結果概要

参考 第47回技術情報検討会資料

第47回技術情報検討会 結果概要

1. 開催日:令和3年7月8日(木)

2. 出席者:

山中委員、石渡委員、田中委員、櫻田技監、佐藤審議官、金子対策監、市村部長、小野審議官、森下審議官、技術基盤 G:遠山技術基盤課長・各安全技術管理官、原子力規制部:各課長・安全規制管理官ほか、JAEA:西山副センター長・中塚 Gr 技術主幹

3. 主な内容

- (1) 安全研究及び学術的な調査・研究から得られる最新知見
 - <u>1) 最新知見のスクリーニング状況の概要(自然ハザードに関するもの)</u> なし。
 - <u>2)最新知見のスクリーニング状況の概要(自然ハザード以外に関するもの)</u> 以下について報告及び議論を行った。
 - ① サンプスクリーンを通過したデブリが炉心に与える影響に関する BWR 事業者からの意見聴取結果

(概要)

- 第42回技術情報検討会¹において、サンプスクリーンを通過したデブリが炉心に与える影響に関する知見について、国内外の情報収集を継続し、検討することとなった。
- 事業者意見を聴取する会合² を開催したところ、BWR 事業者は、ストレーナ閉塞の検討の際にリスク評価を実施し、当時に比べてストレーナの大型化や繊維除去などの対応がなされており、リスク増分がなく評価は不要としていた。
- 今般、事業者意見を聴取する会合³を開催し、その技術的妥当性について BWR 事業者から説明を受けたことから、その結果を報告する。
- BWR 事業者の説明概要は以下のとおり。
 - ✓ ストレーナを通過したデブリによる炉心への影響という観点から、燃料集合体上流側の燃料フィルタについて、保守的な条件による試験により、LOCA 後の冷却に影響するような閉塞が起こりにくいことを確認した。

¹ 令和2年8月19日

² 第14回新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和2年12月7日)

³ 第16回新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和3年5月28日)

- ✓ 試験タンクに繊維質保温材、ケイ酸カルシウム保温材の順で投入し、 ポンプで循環させて、燃料フィルタの圧損を測定したところ、圧損は 一時的に上昇したが、継続しないことを確認した
- ✓ 格納容器内に存在するデブリの影響については、内規(平成20・02・12原院第5号)に基づきストレーナ性能評価に反映している。また、 繊維質保温材撤去等の取り組みを実施していることから格納容器内 に存在するデブリの影響は小さいと考えている。
- ✓ 下流機器(ポンプ、弁、熱交換器)への影響については、閉塞や摩擦 の可能性は低く影響は小さいと考えている。
- ✓ 日本国内の BWR は、米国の確率論的なアプローチではなく、保守的条件に基づく試験による決定論で ECCS ストレーナ並びに燃料フィルタが閉塞しないことを示している。

(議論)

- 燃料デブリフィルタに異物を流して圧損を調べる試験だが、燃料集合体全体に均一に異物が撒かれたとして異物の投入量を評価したのか質問があった。
 - 説明者より、通過したものが均一に到達したと仮定しているかについては把握しておらず、今後確認する旨回答した。
- 圧損の値と炉心に与える影響について、事業者の説明は不足している と考えているということかとの質問があった。
 - 説明者より、具体的に何をもって閉塞の可能性が小さいと判断したか 説明があやふやであった。大きなリスクがあるとは考えていないが、 不明瞭であった部分を念のため確認したい旨回答した。
- 長期炉心冷却について再度説明を求めるとあるが、どこが不十分だっ たのかとの質問があった。
 - 説明者より、圧損試験で燃料下部の閉塞が問題ないと判断した部分については、炉心長期冷却に関する影響を判断する上で一番重要な確認事項となり得るのでその部分について主に聞きたいと考えている旨回答した。
- 「国内の BWR は、米国の確率論的なアプローチではなく、決定論的に 閉塞の可能性を排除する対策としている」について、地震や津波は非 常に低頻度の現象で確率論的扱いは難しいため、確率は参照する程度 に留めている。この事象は、確率論的なアプローチもできると思うが、 決定論的に実施するのはどういう考え方に基づいているのか質問があった。

説明者より、米国の確率論的なアプローチは、閉塞の原因となっている繊維質保温材を多く使っているプラントがあり、繊維質保温材を排除し切れないので、確率的に評価を行っている。それに対して国内の

BWR 事業者は、繊維質保温材がもともと少なく撤去が可能であったので、繊維質保温材により閉塞する確率を評価するまでもなく、影響は小さいといえることが対応の違いとして出ているのではないかと回答した。

・ 圧損試験のメッシュサイズが実際のECCSのストレーナよりも小さいもので試験を行って、その結果、圧損が継続しないということで、実際より厳しい条件で試験をしたものという理解でよいか、BWR事業者は、ストレーナよりも下流への影響について、その影響が小さいと考えるというが、定性的な説明しかなされていない。米国で下流影響というのはどういうふうに評価をしていて、それと同じことが日本のBWRの事業者はできるのか、できないのか、できないならどうしてなのかという質問があった。

説明者より、メッシュサイズがストレーナのものよりも小さいフィルタがついているプラントがあるので、実機を反映した試験である。試験では繊維質保温材を使用しており、実機で繊維質保温材を撤去することを考慮すれば、かなり保守的な試験だと考えている。米国のBWRでは、確率論的なアプローチを行い、NRCが問題ないとしている。国内でも、過去に確率論的な評価は行われているが、下流側影響を考慮しないストレーナの閉塞に対するリスク評価であった。BWR事業者は、下流側影響として影響のありうる項目として燃料下部の閉塞を特定し、試験的にその影響がないとしている。リスク評価をしたとしても、下流側影響で炉心損傷に至るような事象が生じないので、リスク評価をしても評価結果は変わらない、ストレーナの大型化の対策も行っておりさらにリスクは下がるから、今回改めてリスク評価をしなくてもいいという結論であるという説明を受けたと回答した。

繊維質保温材は今後撤去するためその影響はないが、化学物質の影響があり得るので、念のため確認すべく議論しているものと認識している。今回の試験は、まず繊維質保温材を投入し、その後ケイ酸カルシウムを投入するもので、実際に評価したいことと少しずれている。繊維質保温材を先に投入することはフィルタを目詰まりさせるという意味では保守的に働くということだが、下流の炉心への影響を評価する場合、フィルタがかえって化学物質を留めてしまい、下流に流れる量を減らしているのではないかと考えると、本当に評価したかった状況を模擬できているのか。その視点で事業者とやりとりしたという理解でよいかとの質問があった。

説明者より、BWR の冷却材は純水を使用しており、設計基準事故の環境では化学析出物による影響は小さいということで、化学析出物というものを基本的には考える必要がないという認識である。この試験自体

は、下流側影響の問題を受けて新たに行った試験ではなく、過去に燃料フィルタを新たに導入した際に実施したものであるが、最も可能性がある燃料下部の閉塞が問題なければ、下流側は大丈夫であろうと考えている旨回答した。

繊維質保温材の撤去が確実に行われるのかということに、関心がある。これは検査で確認をする手段があると思うが、そもそも事業者は、どこにどのような保温材が施工されているのか把握しているのかという疑問もあり、実際に撤去が行われたかをどのように確認するのかについては、課題として考えておかなければいけないという発言があった。

(対応)

- BWR 事業者については、冷却材喪失事故後の炉心長期冷却に対する影響については一部説明が不十分なところがあるので、再度説明を求めることとしたい。
- なお、PWR 事業者の対応状況については、2022 年を目処に検討結果を とりまとめるとしていることから、検討状況に合わせて公開で説明を 受けることとしている。

(2)放射線防護に関する知見

1) 令和2年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等に係る評 価

(概要)

- 昨年度に発生し調査中であった放射性同位元素等規制法に基づく法令 報告3件(第11回原子力規制委員会に報告済み)について報告する。
- 1件目は、病院で使用される密封小線源の所在が不明になったというもので、受け入れたものを誤って廃棄したことが原因である。
- 2件目は、病院内で製造した密封されていない放射性同位元素等の取扱いを誤り落としてしまったため、5mSv以上の超える計画外の被ばくのおそれがあるということで報告があったが、被ばく線量等精査した結果、5mSvを超える被ばくはなかったというものである。
- 3件目は、表示付きの放射線同位元素が所在不明になったが、立ち回り 先で置き忘れていたことが4か月後に発見されたというものである。

(議論)

・なし

(3) 国内外の原子力施設の事故・トラブル情報

①スクリーニングと要対応技術情報の状況

1次スクリーニング対象案件(37件、うち新規情報35件、更新情報2件、速報0件)。2次スクリーニングに移行するもの1件。

- 2次スクリーニング状況(継続中:3件)
- 要対応技術情報の状況(継続中:2件)
- ① 1次スクリーニング結果報告

以下について報告した。

i) IRS8980

(事象概要)

本件は、PWR の上部プレナム安全注入ラインから漏えいが発生し、手動原子炉停止した事例である。漏えいの直接原因は、注入ラインの直線配管部の亀裂。亀裂発生原因は、配管材の製造欠陥が亀裂起因となり、長期間にわたる高サイクル疲労により亀裂が進展成長したため。疲労の原因は、当該注入ラインの設計変更により、通常運転時に原子炉容器ダウンカマーと上部プレナム間に高速流れとそれに伴う流体振動が発生するようになったため。根本原因は、一次冷却系に関わる設計変更の20年超の長期的影響評価を行っていなかったこと。

(対応)

● 当該注入配管特有の製造欠陥が影響していることと、国内には上部プレナム安全注入ラインを具備している PWR はないため、国内 PWR で類似事象が発生する可能性は低いと考えられる。しかし、現象が興味深いことから、2次スクリーニングへ移行する。

ii) IRS8974

(事象概要)

• 本件は、原子力発電所から再処理施設に鉄道輸送された複数の使用済み燃料キャスク(フラスクと呼ばれる)が、受入検査において、 α 線放出核種による遊離性汚染が許容上限を超えていることが見つかった事例である。鉄道輸送中に一般公衆が影響を受ける可能性は低いが、除染しなければ、キャスク作業者が摂取/吸入被ばくするリスクがあった。原因は、発電所から搬出する際の汚染測定において、 α 線放出核種により汚染している箇所を測定しなかったため。根本原因は、 β / γ 汚染量が最大となるエリアのみ α 汚染測定を行う手順を採用していたこと。すなわち、使用済み燃料漏えいによる汚染のみ想定し、放射化金属等のみによる汚染は少ないと想定していた。

(対応)

• β / γ 汚染量が最大となるエリアのみ α 汚染測定を行う手順は、当該発電所固有と考えられることから、スクリーニングアウトとする。

(議論)

- 使用済み燃料キャスクがどのような原因で汚染されたのかについて 質問があった。
 - 説明者より、詳しいことは分からないが、燃料プールの水が汚れており、その中に放射化コロージョンプロダクトもあり燃料も漏れていたのではないかと回答した。
- イギリスは、古い炉もあり、THORP の再処理工場の廃止措置等あり、 これらの情報は、我が国の再処理施設の規制に参考となることが多い かと思うので、今後も情報を提供して欲しい旨要望があった。

iii) IRS8984

(事象概要)

• 本件は、カメロン社とローズマウント社の圧力伝送器の一部のモデル やシリーズにおいて、性能認定寿命〈Qualified life〉を算出する際 に、伝送器内部部品の自己発熱による温度上昇を適切に考慮していな いため、性能認定寿命が過大評価されている可能性があるので、更新 された計算方法の使用を推奨する通知である。

(対応)

*国では伝送器の取り替え時期を計画する際、伝送器供給者が提供する寿命計算方法を用いて、事業者が性能認定寿命(例:40 年)を算出している。国内原子力発電所では、安全上重要な系統にカメロン社とローズマウント社の圧力伝送器は用いておらず、また、伝送器交換間隔は性能認定寿命より十分に短いことから、スクリーニングアウトとする。

iv) IRS8991

(事象概要)

本件は、原子力発電所の非常用ディーゼル発電機(EDG)の定期試験時に、冷却水漏れが確認された事例である。漏えい原因は、エンジンの振動による高サイクル疲労で配管に亀裂ができたため。根本原因は、1年ほど前に実施した配管改造時に、振動対策を適切に取り入れなかったため。計画段階で、スコープが配管修理から改造に変わったことを認識するものがおらず、振動対策が必要なことに誰も気が付かなかった。

(対応)

● 事業者の保全計画と設計変更管理に課題があることから、スクリーニングアウトとする。

(議論)

● 日本では、ATENA が非常用ディーゼル発電機の故障の要因分析を行っ

ており、古くは発電設備技術検査協会でも行っているが、人的過誤と 材料劣化について、同じような部品が別の DG で使われて影響が出る 可能性が日本ではないのか気になるようなところ。最近の事例では、 浜岡原子力発電所 5 号機で 2 回排気管ベローズが壊れたが、教訓が五 つ例示されているうち、日本で取り入れるべきところとはないのかと の質問があった。

説明者より、「①「修理」か「改造」かを慎重に分類し、全体が認識することが重要。」というものが生かせるのではないかと考えている。 検査官会議で紹介する予定と回答した。

- 浜岡原子力発電所のベローズの破損については、検査部門として調査の状況を注視している。具体的な調査結果を聞いてはいないが、2回目の24時間運転したときのベローズの破損は、1回目のような破断の亀裂のイニシエーションに至るようなものではなく、設計上の問題かと思う。本件は、そういう設計のところでの考慮が不十分だったというところもあるのかもしれないので、引き続きフォローしていきたいとの発言があった。
- 「③プラントレベルの共通要因を管理するためには、多重化安全系の 改造は、同時に行うべきではない。」という教訓について、国内では、 同時に改造しないというポリシーは特に採用しておらず同時に改造 することもあるが、品質管理を厳格にしているというのが事業者の考 え方だという理解でよいかとの質問があった。 説明者より、その通りである旨回答した。
- 以前も多重系のものは同時に改造しないほうがいいという教訓があったので、審査側でもそういう視点は参考としたいとの発言があった。
- 上記③について、共通要因故障をなるべく避けようとする観点からすると、多重化安全系の改造を同時に行うということは、リスクをもたらす可能性があるので避けたほうがいいということだが、何らかの問題があるから改造するので、それを先送りするということにもなりかねない。2系統あったときに、1系統だけ改造して1系統は残したまま1サイクル運転するということを許容できるかということとの比較のように思う。新規制基準適合性審査の後の工事、検査では、多重系は一緒に工事しているのではないか。可能であれば同時にやることを避けたほうがよいかもしれないが、「同時に行うべきではない」というと、リスクが高止まりした状態を許容することになりうる。なぜその改造が必要なのかという話と、調達管理を徹底すれば共通要因故障が生じないような調達が可能なのか、同時にやる時は別のサプライ

チェーンを使う等の工夫ができないか等、いろいろ考えなればいけない問題と捉えたとの発言があった。

v) 国内 2019-31R1「海水ポンプの自動停止に伴う非常用ディーゼル発電機 の運転上の制限の逸脱および復帰について」

(事象概要)

• 本件は、定期検査中の原子力発電所にて、海水ポンプが自動停止し、 一時的に非常用ディーゼル発電機に関する運転上の制限を逸脱した が、所定の完了時間内に復帰した事例である。既にスクリーニングア ウトされ、規制検査でも緑と評価されたものであるが、事業者の自主 的安全性向上の取組みに関して、検査のポイントとなる2つの情報が 含まれることから紹介する。一つは、補機冷却海水系の計装系の信頼 性維持に関する事業者の取組み。もう一つは、補機冷却海水系の海水 ポンプの起動停止シーケンスにおけるリスク評価の取組みである。

(対応)

• 既に検査官会議で紹介済み。

第47回 技術情報検討会 議事次第

- 1. 日時:令和3年7月8日(木) 10:00~11:30
- 2. 場所:原子力規制委員会 13階会議室 A (TV会議システムを利用)
- 3. 議題
 - (1) 安全研究及び学術的な調査・研究から得られる最新知見
 - 1) 自然ハザードに関するもの なし
 - 2) 自然ハザードに関するもの以外
 - ① サンプスクリーンを通過したデブリが炉心に与える影響に関する BWR 事業者からの 意見聴取結果

(説明者) 塚本 直史 技術基盤グループシステム安全研究部門主任技術研究調査官

- (2) 放射線防護に関する知見
 - 1) 令和2年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等に係る評価 (説明者) 宮脇 豊 放射線防護クループ放射線規制部門安全管理調査官
- (3) 国内外の原子力施設の事故・トラブル情報
 - 1) スクリーニングと要対応技術情報の状況について
 - 2) 1次スクリーニング結果 (説明者) 片岡 一芳 技術基盤グループ技術基盤課原子力規制専門職

4. 配布資料

議題(1)

資料47-1 サンプスクリーンを通過したデブリが炉心に与える影響に関す

る BWR 事業者からの意見聴取結果について

議題(2)

資料47-2 令和2年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等

に係る評価

議題(3)

資料47-3-1-1 スクリーニングと要対応技術情報の状況について(案)

資料47-3-1-2 2次スクリーニングの検討状況(案)

資料47-3-1-3 規制対応する準備を進めている情報(要対応技術情報)リスト(案)

資料 4 7 - 3 - 2 1 次スクリーニング集計結果 (案)

参考資料

参考資料47-1 調査中案件の状況(案)

参考資料47-2 技術基準・制度への反映に向けた進捗状況(案)

資料47-1

サンプスクリーンを通過したデブリが炉心に与える影響に関する BWR事業者からの意見聴取結果について

令和3年7月8日 技術基盤課 システム安全研究部門

1. 概要

令和2年8月19日に開催された第42回技術情報検討会において、サンプスクリーンを通過したデブリ¹が炉心に与える影響に関する知見(以下「本知見」という。)について報告²し、本知見の「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」への反映について、国内外の情報収集を継続し、検討することとなった。

これに関し、令和2年12月7日に事業者意見を聴取する会合³を開催したところ、BWR 事業者は、ストレーナ閉塞の検討の際にリスク評価を実施し、当時に比べてストレーナの大型化や繊維除去などの対応がなされており、リスク増分がなく評価は不要としていた。

今般、令和3年5月28日に事業者意見を聴取する会合⁴を開催し、その技術的妥当性について BWR 事業者から説明を受けた(参考参照)ことから、その結果を報告する。

2. BWR 事業者5からの聴取の結果

リスク増分がなく評価は不要とした技術的妥当性について、別紙により説明を受けた。主な説明は以下の通り。

- (1) 炉心に悪影響を与える項目の整理
 - ストレーナを通過したデブリによる炉心への影響という観点で、整理した結果、 燃料フィルタの閉塞について確認が必要と考え、試験により LOCA 後の冷却に 影響のないことを確認した。
- (2) 燃料フィルタに対する圧損試験

¹ 原子炉冷却材喪失事故時の保温材の破損等により発生した異物

² サンプスクリーンを通過したデブリが炉心に与える影響に関する米国の対応状況及びこれを踏まえた国内の対応について(第42回技術情報検討会資料42-1-2)

³ 第14回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合

⁴ 第16回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合

⁵ 東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中 国電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社

- 試験タンクに繊維質保温材、ケイ酸カルシウム保温材の順で投入し、ポンプで 循環させて、燃料フィルタの圧損を測定したところ、圧損は一時的に上昇した が、継続しないことを確認した
- (3) その他(格納容器内に存在するデブリの影響、下流機器への影響、リスク評価)
 - 格納容器内に存在するデブリの影響については、内規に基づきストレーナ性 能評価に反映している。また、繊維質保温材撤去等の取り組みを実施してい ることから格納容器内に存在するデブリの影響は小さいと考えている。
 - 下流機器(ポンプ、弁、熱交換器)への影響については、閉塞や摩擦の可能性 は低く影響は小さいと考えている。
 - 日本国内の BWR は、米国の確率論的なアプローチではなく、決定論的に閉塞の可能性を排除する対策としている。この前提では、LOCA 時のストレーナ閉塞等に起因したリスクは増加しないため、リスク評価にストレーナの閉塞を考慮する必要はない。

3. 主な質疑応答

3. 1 圧損試験に関するもの

(1) 試験条件

○ **原子力規制庁(以下「NRA」という。**)から、試験は、最初に繊維質を投入し、後からケイ酸カルシウムを 2 回投入している。今後、繊維質断熱材を除去するので、ケイ酸カルシウムだけを想定することになる。ケイ酸カルシウムが燃料フィルタのメッシュよりも細かい場合、燃料フィルタを通過して炉心に到達し、影響を与えるのではないかと質問した。

BWR 事業者から、燃料集合体に影響を与える項目としては、金属デブリ等が燃料被覆管に接触するフレッティングによる摩耗、デブリによる化学析出物の堆積による影響というところがある。摩耗については、ケイ酸カルシウムの粒子状のデブリだと大きな影響はない、化学析出物については、純水を使用しているので、大きく水質環境が変わって析出するというようなところも考えにくく、影響は小さいと考えているとの説明があった。

○ NRA から、試験条件として、米国の試験を参考にストレーナを通過するデブリの量を決め、保温材全量のうち 0.4%とあるが、日本でもこの条件でよいとした根拠について質問した。

BWR 事業者から、米国では、メッシュ径など国内より大きめに 3 mmと設定されている。全体のデブリの投入量として、デブリの想定発生量にかなり保守性を持たせているので、投入量としては妥当と考えるとの説明があった。

(2) 試験の代表性

○ NRA から、この試験は全プラントに適用できるのか、その他の断熱材(ウレタン等)の影響についてどのように考慮しているのか質問した。

BWR 事業者から、全 BWR に適用できるよう試験条件を設定したこと、その他の断熱材(ウレタン等)は密度が低い浮遊性のものであるので、燃料まで到達することは考えづらいとの説明があった。

○ NRAから、燃料フィルタが設置されていないプラントもあるとのことだが、フィルタがない分デブリは通過しやすいと思う。一般論として影響は小さいといえるのか質問した。

BWR 事業者から、例えば摩耗については、フレッティングという事象自体が、運転中のような大量の流量がある流速が早い状況で、かつ例えば、数か月とか 1 年オーダーで燃料棒を少しずつ叩きながら貫通するという事象なので、ストレーナを通過したデブリが多少あったとしても、摩耗の影響は小さいと考えるとの説明があった。

(3) 粒子デブリが燃料集合体、下流側機器に与える影響

○ NRA から、繊維質保温材の撤去以外の対策(ストレーナ大型化、格納容器内清掃)も炉内影響に対して有効なのか、ストレーナの網目より小さく燃料フィルタの網目より大きいデブリを試験で考慮したのか、試験では投入しなかった金属異物による燃料フィルタの閉塞の可能性をどのように考えているのか質問した。

BWR 事業者から、繊維質保温材の撤去以外による対策も炉内の対策につながると考えている、ストレーナの網目より小さく燃料フィルタの網目より大きい異物も考慮して実験を行い、圧損が上昇しないことを確認している、金属異物は燃料フィルタで補足されても圧損が上がることはなく、閉塞への影響は小さいと考えるとの説明があった。

○ NRA から、実際に DBA の事象が起きたときに、ケイ酸カルシウム以外にも金属、スラッジ、塗料の破片等が発生すると思うが、繊維デブリを撤去した状況でケイ酸カルシウム以外の粒子デブリが燃料集合体の閉塞に悪影響を及ぼすことはないのか質問した。

BWR 事業者から、燃料フィルタを通過した異物については、ケイ酸カルシウムと同様と考えており、水が流れて冷却できるということが一番重要で、摩耗等に関しても影響はないと考えるとの説明があった。

○ NRA から、ポンプ、弁、熱交換器は、きれいな流体を流す場合と、粉体が入っているものを流す場合で通常は違う仕様になっている。メーカーの実験データ等調査検討の結果があるのか質問した。

BWR 事業者から、大きな異物の影響を考慮して、ストレーナのメッシュ径を規定し、それ以下の異物については、基本的には、機器に対しては大きな影響はないというふうに考えているとの説明があった。

(4) 長期炉心冷却機能に与える影響

○ NRA から、冷却材喪失事故などの後の炉心の冷却の期間、冷却性能については どのように考えているか質問した。

- BWR 事業者から、崩壊熱を補う分だけが注水できればいいという観点からすると、長期炉心冷却(1ヶ月間程度)はこの圧損試験より流速は低い領域になり、燃料フィルタ以外からの冷却材の流入によっても冠水が維持できるとの説明があった。
- NRAから、「LOCA後の冷却に影響のないことを確認」とあるが、圧損の数値が低いことをもって確認をしたということか、具体的な数値はいくつかについて質問したが、二つの異なる試験を比較して説明されたため、理解できなかったと発言した。

(5) リスク評価を不要としたことについて

○ NRA から、前回会合では、過去にリスク評価を行って、この問題については、リスク上の影響は小さいと説明されており、米国では決定論だけでなくリスク評価に基づいた評価でアプローチをする事業者もいるということだったが、今回、リスク評価に基づくのではなく決定論的に評価をし、対策をするということで、その点は理解した。今後の PRA においてストレーナの閉塞を考慮したリスクの変化要因は、考慮する必要がないとしている意図を質問した。BWR 事業者から、前回会合で示したリスク評価は、大型化する前のストレーナに対して行ったリスク評価で、△CDF の差分は非常に小さいということを確認していた。今回ストレーナを大型化し、繊維質断熱材も撤去し、清掃もし、燃料フィルタに対する健全性も確認したので、今の PRA モデルにストレーナ閉塞のリスクを考慮する必要がないとの説明があった。

4. 今後の進め方

- BWR 事業者については、冷却材喪失事故後の炉心長期冷却に対する影響について の説明が理解できなかったことから、再度説明を求めることとしたい。
- なお、PWR 事業者の対応状況については、2022 年を目処に検討結果をとりまとめるとしていることから、検討状況に合わせて公開で説明を受けることとしている。
 - (参考) BWR-ECCS ストレーナ下流側炉内影響に対する NRA 殿指摘事項への回答(7第 16回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合 資料16-1)

BWR-ECCSストレーナ下流側 炉内影響に対する NRA殿指摘事項への回答

2021年5月28日

東 北 雷 カ 株 尤 会 汁 東京電力ホールディングス株式会社 中 部 電 力 株 尤 会 社 北 陸 電 力 株 左 会 社 中 玉 電力 株 左 会 社 日本原子力発電株式会社 株 尤 電 源 開発 会 社

指摘事項に対する説明方針

【NRA殿からの指摘事項】

ストレーナを通過したデブリが、炉心に悪影響を及ぼさないとした根拠や評価結果を示すこと

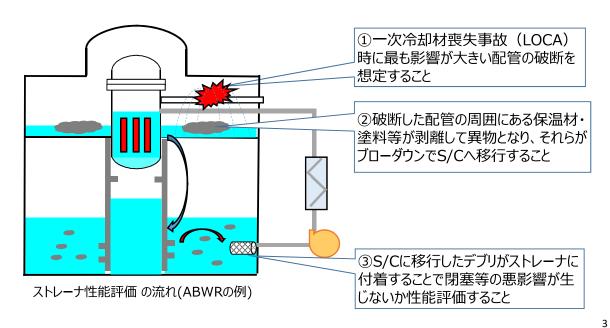
上記の指摘事項を踏まえ、以下の内容で回答する

- 1. BWRプラントにおけるストレーナ等の閉塞事象の概要と取り組み
- 2. 炉心に悪影響を与える項目の整理
- 3. 燃料フィルタに対する圧損試験
- 4. その他(格納容器内に存在する異物の影響、下流機器への影響、リスク評価)

1-1. BWRプラントにおけるストレーナ等の閉塞事象の概要

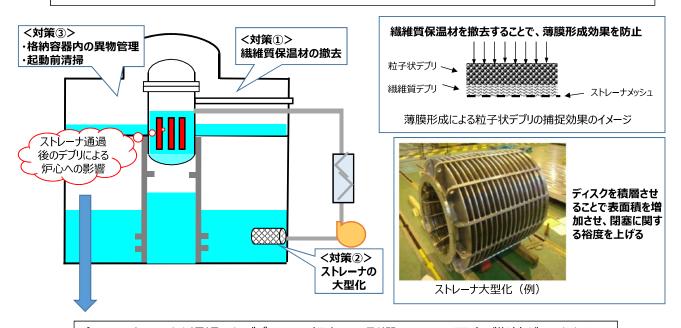
ストレーナ等の閉塞事象については、内規*¹の要求を踏まえ、主に以下の事象を 想定してストレーナの性能評価を実施している

*1:非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)



1-2. BWRプラントにおける閉塞事象への取り組み

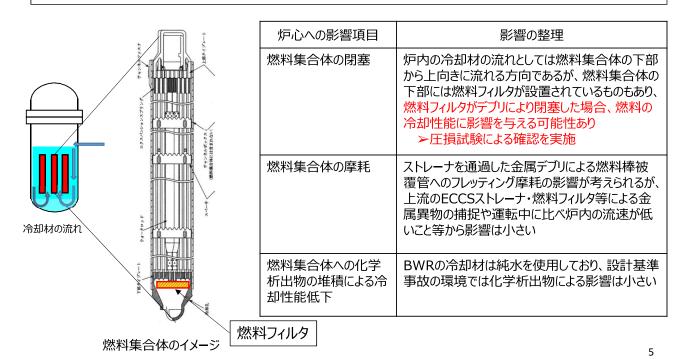
• BWRにおいては、デブリによるろ過装置への影響を低減するため、繊維質保温材の撤去やストレーナの大型化、格納容器内の異物管理及び定期的な清掃等を実施し、ストレーナの圧損試験等により健全性を確認している



今回、ストレーナを通過したデブリによる炉心への影響について、再度ご指摘があったため、 その点を中心にご説明する

2. 炉心に悪影響を与える項目の整理

ストレーナを通過したデブリによる炉心への影響という観点で、下表のとおり整理を実施 →整理の結果、燃料フィルタの閉塞について確認が必要と考え、試験によりLOCA後の 冷却に影響のないことを確認(後述)



- 3. 燃料フィルタに対する圧損試験(1/5)~Defenderによる代表性~
- 燃料フィルタ閉塞については、Defender圧損試験で代表する なお、燃料フィルタにはメーカ及びフィルタ設計の違いによりタイプが幾つかあるが、ECCSストレー ナよりメッシュサイズが小さいのはDefenderのみ

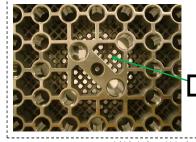
【メッシュサイズ比較】

Defender < ECCSストレーナ < 他タイプ燃料フィルタ、燃料棒間隙や上部タイプレート

【メッシュサイズの例(KK7、9×9A型燃料)】

Defender	ECCSストレーナ	従来型フィルタ	燃料棒間隙	上部タイプレート
			約3mm(隣接)	





9×9A型燃料 従来型フィルタ

9×9A型燃料 Defender

3. 燃料フィルタに対する圧損試験(2/5)

枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

【試験の概要】

● 試験タンクに異物を投入し、ポンプで循環させて、燃料フィルタの圧損を測定

【投入するデブリの条件】

- デブリ種類:繊維質とケイ酸カルシウム (繊維質保温材撤去済み (予定) だが、保守的に設定)
- <u>想定デブリ発生量</u>:保温材撤去前の集約結果^{※1}より、Defender装荷の可能性があり保温材量の多い代表プラントについて、格納容器内の繊維質及びケイ酸カルシウム保温材全量がECCSストレーナ到達と仮定(内規でのZOIや水源移行割合を考慮しない、保守的な値)

⇒繊維質 : 5600kg (70m³)⇒ケイ酸カルシウム: 3100kg (20m³)

● <u>ECCSストレーナ通過量</u>:米国の試験*2を参考に、 保温材全量のうち0.4%がストレーナを通過すると仮定

➤繊維質:22kg

➤ケイ酸カルシウム:12kg

● 投入デブリ量: ストレーナ通過量÷燃料体数の保温材量

を目安に、投入量を決定

→繊維質 : 64g/体 → 投入量120g→ケイ酸カルシウム: 35g/体 → 投入量50+50g

※1:「非常用炉心冷却系統ストレーナ及び格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に関する報告徴収並びに沸騰水型原子力発電設備における 7 設備上の対策状況に係る原子力安全委員会への報告について」(平成18年7月3日 経済産業省 原子力安全・保安院)

**2: NEDO-32686-A [Utility Resolution Guide for ECCS Suction Strainer Blockage Volume2] (October 1998 GE Nuclear Energy)

3. 燃料フィルタに対する圧損試験(3/5)

【試験内容】

以下のそれぞれの条件で流量を変化させて圧損を測定

- ① 繊維質を120g投入
- ② ケイ酸カルシウムを50g追加投入
- ③ ケイ酸カルシウムをさらに50g追加投入

【試験結果】

	異物投入	体積流量目安 [2/s]	局所圧力損失 dP[kPa]	質量流量 W[kg/s]
		1		
1	繊維質 120g	4		
		7		
	(追加) ケイ酸カルシウム 50g	1		
2		4		
		7		
	/ > + - \	1		
3	(追加)	4		
	ケイ酸カルシウム 50g 	7		

3. 燃料フィルタに対する圧損試験(4/5)

【試験結果】	
● ②でケイ酸カルシウム投入後、圧損は一時的に上昇したが、継続し ● ③で要なく愛わせられた。 同様に広場 ト見は継続せず	
③で再度ケイ酸カルシウム投入後、同様に圧損上昇は継続せず、 生じていることは確認されなかった ⇒薄膜効果は発生しないこ	
土のですることは、このカップでは、一つのカップでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	C/3 FEBIOCH C/C
	LOCA後の冷却に影響
	└─〉 のないことを確認
	上 枠囲みの内容は機密に係る
	事項のため公開できません。
	9
2	
3. 燃料フィルタに対する圧損試験(5/5) 	
「糸老】試験後のDefender外組	

【参考】試験後のDefender外(観

•	試験後の外観写真からもDefenderが目詰まりを生じていないことが確認された

4. その他(格納容器内に存在する異物の影響)

格納容器内に存在する異物(塵埃等)の影響については、内規に基づきスト レーナ性能評価に反映している。また、BWRプラントは以下の取り組みを実施し ていることから格納容器内に存在する異物の影響は小さいと考えている

【BWRプラントの取り組み】

- 格納容器内にある繊維質保温材を全て撤去する方針であること
- 繊維質による3mm厚さの薄膜発生を想定したストレーナの大型化を実施し ており、デブリに対しての裕度を向上させていること
- 炉内影響に関しても、前述のDefenderの圧損試験にて、保守的な条件で の繊維質を含んだ圧損評価を実施し、健全性を確認していること
- 格納容器内は異物混入対策の実施及び起動前の格納容器内清掃を実施 していること

11

4. その他(下流機器への影響)

下流機器への影響については、下記の理由から影響は小さいと考えている

軸受けのギャップはストレーナの最小部よりも矮小だが、高速回転するインペラ等が安定した閉塞部の形成を妨げること、異物はインペラ等により細かく砕かれることから、閉塞する可能性は低いと考えられる ・ 本	ECCS系対象機器	閉塞	摩耗
弁は、運転中は全開状態である為、弁の 口径から、閉塞する可能性は低いと考え る 熱交換器 ✓ 伝熱管の間隙又は口径は、ストレーナを 通過するデブリサイズよりも大きいため、 伝熱性能に影響を与えるような閉塞の可 能性は低い ・ 本のは、異常摩耗の原因となる可能性は低いと考えらえる いと考えらえる ✓ 固形物(土砂や錆片)については、比重が高	ポンプ	軸受けのギャップはストレーナの最小部よりも矮小だが、高速回転するインペラ等が安定した閉塞部の形成を妨げること、 異物はインペラ等により細かく砕かれることから、閉塞する可能性は低いと考え	いと考えらえる ✓ 固形物(土砂や錆片)については、高速回転 するポンプインペラ等へ衝突することで摩耗 を引き起こす可能性があるが、固形物は、比 重が高く運転を継続するに従い、系統の各 部に沈殿するため、異常摩耗を発生する可
通過するデブリサイズよりも大きいため、 ものは、異常摩耗の原因となる可能性は低 伝熱性能に影響を与えるような閉塞の可 いと考えらえる 能性は低い ✓ 固形物(土砂や錆片)については、比重が高	弁	弁は、運転中は全開状態である為、弁の 口径から、閉塞する可能性は低いと考え	✓ 弁箱の肉厚は配管よりも大きく異物による摩 耗の影響は問題ない範囲と考えられる
殿し、流入量が低下することから、有意な影響はないと考えられる	熱交換器	通過するデブリサイズよりも大きいため、 伝熱性能に影響を与えるような閉塞の可	いと考えらえる ✓ 固形物(土砂や錆片)については、比重が高 ✓運転を継続するに従い、系統の各部に沈 殿し、流入量が低下することから、有意な影

4. その他(リスク評価について)

(2020年12月7日 資料14-2 再掲)

- 米国では、BWRオーナーズグループ(BWROG)がGSI-191(PWR格納容器サンプ閉塞問題)で得られた新たな知見に対し、リスク情報活用アプローチを適用した報告をNRCへ実施(2017年11月20日付)
- この報告を受け、NRCは2017年11月20日付のBWROG報告書及び関連する技術文書の審査 結果として、下流影響含め、全てのプラントがReg. Guide 1.174に基づきリスクの増分が小さいこと が確認され、追加の規制措置は不要であるとした
- 日本国内のBWRは、米国の確率論的なアプローチではなく、決定論的に閉塞の可能性 を排除する対策としている
 - ➤ 2003年の東京電力(株)における格納容器内の不適切な異物管理を契機とした ECCSストレーナ閉塞検討当時、当時実施されていたLos Alamos 国立研究所の 試験にて、ケイ酸カルシウムと繊維との混合ベットが大幅な圧損上昇を引き起こす知 見が得られていたため、新たな知見反映として、当時より繊維質は可能な限り撤去す るとの方法を選択していたこと
 - ▶ 加えて、ストレーナ大型化の設計は、繊維質による薄膜形成を前提としたストレーナ表面積確保を原則としており、非常に大きなマージンを持たせたこと
 - ▶ 下流側影響として、燃料フィルタに対する圧損試験においても問題のないことが確認されていること

上記の前提では、LOCA時のストレーナ閉塞等に起因したリスクは増加しないため、リスク評価を実施する必要はない

まとめ

- ▶ 国内BWRプラントは、繊維質の撤去やストレーナの大型化、格納容器内の清掃等を実施しており、デブリによる閉塞事象に対して裕度を向上させる取り組みを実施している
- ➤ ストレーナを通過した異物による炉心への悪影響に関しては、繊維質を考慮した 保守的な条件での燃料フィルタの圧損試験を実施しており、LOCA後の冷却に 影響のないことを確認している
- ▶ 現状得られている知見から、安全上問題はないと考えているが、引き続き最新知見の収集を行い安全性の向上に関する取り組みを進めていく

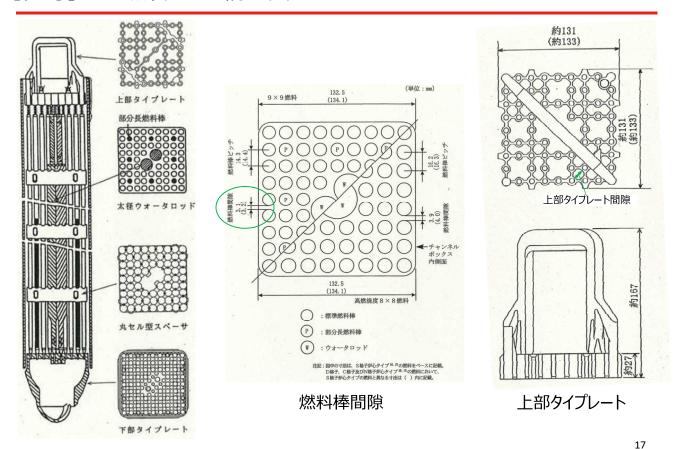
参考

【参考】Defender 前回圧損試験結果(平成24年8月意見聴取会時)

【試験結果*】 ・異物投入後、局所圧力損失は 程度 (流量) ・実機冷却材流量は 程度となり、LOCA発生後の冷却を 行うために必要な流量 は確保される	
	※平成24年8月 意見聴取会資料より

⇒今回新たにご説明した本文中の試験についても、上記試験より圧力損失が低いことから、LOCA発生後の冷却を行うために必要な流量は確保されると考える

【参考】9×9燃料A型 構造図



「GLR-001 沸騰水型原子力発電所 9×9燃料について」 (GNF-J) より

【参考】化学影響を考慮した場合の圧損試験データ(1/4)

BWR事業者のストレーナ試験(東京電力HD 7号機のSA条件での試験の例)

● プラントの状況調査を踏まえたSA時に想定される異物量によるストレーナの試験を実施しており、SA時においてもストレーナが閉塞しないことを確認している(K7設工認で説明済み)

【試験条件】

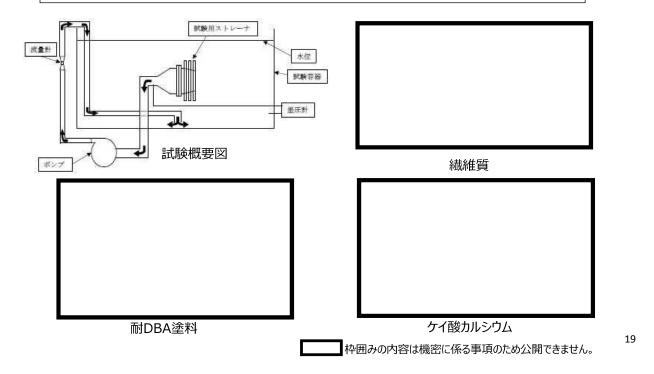
		試験量	試験量根拠
	繊維質		厚さ0.3mm相当量 (すべて撤去しているため実量は0kg となるが、設工認でNEDO-32721 評価式を用いるために設定)
	ケイ酸カルシウム		内規のZOI・移行割合に基づいて、
DBA時発	金属		格納容器調査より設定
生異物 (SA含む)	非DBA塗料		DBA時の環境に曝される全量
,	スラッジ		
	耐DBA塗料(ジェット破損分)		内規より設定
SA時発生 異物	錆片		と対象をいません
	塵土		
	耐DBA塗料(SA環境剥落分)		SA時の環境に曝される全量
	化学影響生成異物(AlOOH)		WCAP-16530-NP等により算出

18

【参考】化学影響を考慮した場合の圧損試験データ(2/4)

【試験内容】

- ① 化学影響生成異物(化学異物)以外の物質を投入して循環運転を実施
- ② 化学異物を追加投入して再度循環運転を実施
- ①、②それぞれの運転中に圧損を測定し、異物による影響を確認



【参考】化学影響を考慮した場合の圧損試験データ(3/4)

【試験結果】

- ①化学異物を投入する前の循環運転
- ⇒化学異物投入前の異物条件では、ストレーナの圧損がほとんど上昇しない



試験結果

【参考】化学影響を考慮した場合の圧損試験データ(4/4)

【試験結果】

- ②化学異物を投入した後の循環運転
- ⇒圧損上昇は許容範囲内に収まっており、化学異物が混在していても、ストレーナの性能への影響は小さいことを確認



試験結果

21

【参考】米国BWR事業者のECCSストレーナの主な対応状況

1992年~1999年

• 1992年に発生したスウェーデンのバーセベック発電所におけるストレーナ閉塞事象を踏まえ、BWRプラントにおいてストレーナ大型化等の閉塞防止対策が講じられた

2008年~

- NRCからBWRに対して、GSI-191の活動でPWRで得られた知見を参考にBWRへの影響を検討をすることが推奨された
- 米国BWROGにおいて、炉内下流側影響を含めた課題について検討することを表明、検討を開始

2017年

• 米国BWROGでは、炉内下流側影響を含めた課題に対して最終的にリスク評価を行い、安全上の問題がないとの評価結果をNRCに報告した

2018年

• NRCは、最終的にBWRプラントに関して、追加の規制は不要であることを表明

(令和3年度第11回原子力規制員会資料3)

今和2年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等に係る評価

令和3年6月2日原子力規制庁

原子力規制庁は、令和2年度において調査されていた次に示す放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等について、報告された原因、対策等を確認したところ、妥当なものであると評価した。

また、INES評価'については、北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院およびアイバ 産業株式会社はレベルO、一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院は評価対象 外とする。

(具体的には別添のとおり)

放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第31条の2の規定に基づく報告

- ・ 放射性同位元素の所在不明(北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院) (提出された報告書: https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/220000006.html)
- ・ 放射線業務従事者の計画外被ばくのおそれ(一般社団法人藤元メディカルシステム藤元 総合病院)

(提出された報告書: https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/220000042.html)

放射性同位元素の所在不明(アイバ産業株式会社)

(提出された報告書:https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/220000043.html)

1

¹ INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)評価は、INESナショナルオフィサーである長官官房総務課事故対処室長が、「原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について」(平成27年3月18日原子力規制委員会決定)において、放射性同位元素等の規制に関する法律の規定に基づき原子力規制委員会に報告された事故・故障等の事象に対して実施することと定めている。

放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等

法第31条の2の規定に基づく原因及び対策等についての報告

	報告日(発生日)	件名(施設名)	事象概要	INES レベル	INES レベルの根拠 ^{※1、※2}
(1)	令和3年1月7日 (令和2年6月 17 日)	放射性同位元素等取扱事業所における放射性同位元素の所在不明(北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院)	北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院(北海道札幌市)において、患者の治療に使用するための密封線源(シード線源、ヨウ素 125)95 個が所在不明となった。本件の原因は、密封線源の入庫のための開梱作業の際、初めて作業を行う技師が付属品を密封線源と思い込み、当該技師及び開梱作業を指示した技師は密封線源の存在を目視確認せず、そのまま付属品を入庫し密封線源を誤廃棄したことであり、入庫後の保管状況を確認する仕組みや体制が整備されていなかったことなどによる。再発防止策として、受け入れた密封線源を目視確認する手順を含めた入庫マニュアルの作成及び教育訓練を行うともに、入庫日に保管状況を確認する体制の見直しを行う。	0	「人と環境への影響評価」 環境への放出および個人への被ばくの報告はないため、レベルの評価。 「深層防護への影響評価」 所在不明となったヨウ素 125 の放射能量(A 値)は 1,244.5MBq、同核種の安全かつ確実に管理されなければ重大な確定的影響を引き起こす可能性がある放射能量(以下「D値」という。)は 0.2TBq であるため、A値とD値の比(以下「A/D比」という。)は 6.2×10°であり、0.01 未満であることから、レベルOと評価。 [INES 評価値] 以上より当該線源に係る事象はレベルOと評価。
(2)	令和3年5月12日 (令和2年11月27日)	放射性同位元素等取扱事業所における放射線業務従事者の計画外の被ばくのおそれ(一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院)	一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院 (宮崎県都城市)において、検査薬剤に用いる放射性同位 元素(炭素 11)が入った小瓶の落下・破損により、作業中 の放射線業務従事者に5ミリシーベルトを超えるおそれ のある計画外の被ばくが発生したとの報告があった。 その後、被ばく線量の評価条件等に誤りが確認された ため再評価を行うとともに、ガラスバッジの実測値等を確 認した結果、計画外被ばくは5ミリシーベルトを超えてい なかったことを確認した。(最大 0.4 ミリシーベルトと評価) 本件対応を踏まえ、緊急時の現場把握や評価、薬剤瓶 運搬用容器への緩衝剤の取付け等について、手順の見 直し、教育訓練の充実等の改善を図る。	_	ー (計画外の被ばくが5ミリシーベルトを超える恐れがあったため法令報告として受理したが、再評価および実 測値の確認の結果、計画外の被ばくが5ミリシーベル トを超えていなかったため INES 評価の対象外とし た。)
(3)	令和3年5月7日	放射性同位元素等取扱事業所にお	アイバ産業株式会社東京事業本部(東京都豊島区)に	0	[人と環境への影響評価]

報告日 (発生日)	件名(施設名)	事象概要	INES レベル	INES レベルの根拠 ^{※1、※2}
(令和2年11月30日)	ける放射性同位元素の所在不明(アイバ産業株式会社)	おいて、密封線源(セシウム 137)を内蔵したポータブルレベルメータ(消火用ハロゲンガス等のボンベの液面測定のために使用する機器)1台が所在不明となった。当該レベルメータは、報告から約4ヶ月後に測定実施先の点検場所でケースに収納された状態で発見された。本件の原因については、使用前後の管理記録簿の記入未実施、管理責任者によるチェックの未実施など、RI計器の取扱いに対する認識不足や管理不足があった。今後、管理責任者を設置し、定期の現物確認の実施、RI計器の取扱いに対する社員への定期の説明の実施等により管理を徹底する。また、今回の法令報告を行う中で、台数の追加時に変更を届け出ていなかったことも判明したため、このことについても、定期教育、手順構築等により改善を図る。		環境への放出および個人への被ばくの報告はないため、レベルの評価。 [深層防護への影響評価] 所在不明となったセシウム 137 の放射能量(A値)は3.7MBq、同核種の安全かつ確実に管理されなければ重大な確定的影響を引き起こす可能性がある放射能量(以下「D値」という。)は0.1TBqであるため、A値とD値の比(以下「A/D比」という。)は3.7×10 ⁵ であり、0.01未満であることから、レベルのと評価。 [INES 評価値] 以上より当該線源に係る事象はレベルのと評価。

^{※1} INESユーザーマニュアルの深層防護の評価において、A/D比が 0.01 未満に分類される場合は、一般的にレベルOに分類される。

ここで、A: 当該事象で評価すべき放射能量(Bq)

D:安全かつ確実に管理されなければ重大な確定的影響を引き起こす可能性がある放射能量(Bq)

^{※2} INESユーザーマニュアルより、放射線源に関する事象については「施設における放射線バリアと管理への影響評価」は考慮しなくてよい。

表 INESで事象を評価するための一般基準

INES レベル	人と環境	施設における放射線バリア と管理 ^{※1}	深層防護	
深刻な事故 レベル 7	・計画された広範な対策の実施を 必要とするような、広範囲の健康 および環境への影響を伴う放射 性物質の大規模な放出。			
大事故 レベル 6	・計画された対策の実施を必要と する可能性が高い放射性物質の 相当量の放出。			
広範囲な影響 を伴う事故 レベル 5	計画された対策の一部の実施を 必要とする可能性が高い放射性 物質の限定的な放出。放射線による数名の死亡。	炉心の重大な損傷。 高い確率で公衆が著しい被ばく を受ける可能性のある施設内の 放射性物質の大量放出。これは。 大規模臨界事故または火災から 生じる可能性がある。		
局所的な影響 を伴う事故 レベル 4	・地元で食物管理以外の計画された対策を実施することになりそうもない軽微な放射性物質の放出。 ・放射線による少なくとも 1 名の死亡。	がインベントリーのの 1%を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷。 高い確率で公衆が著しい大規模被はくを受ける可能性のある相当量の放射性物質の放出。		
重大な異常事象 レベル 3	・法令による年間限度の 10 倍を超える作業者の被ばく。 ・放射線による非致命的な確定的 健康影響(例えば、やけど)。	運転区域内での18以時を超える被ばく線量率。 公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低いが設計で予想していない区域での重太な汚染。	 安全設備が残されていない原子 力発電所における事故寸前の状態。 高放射能密封線源の紛失または 盗難。 適切な取扱い手順を伴わない高 放射能密封線源の誤配。 	
異常事象 レベル 2	10 mSv を超える公衆の被ばく。法令による年間限度を超える作業者の被ばく。	50 mSv/時 を超える運転区域内 の放射線レベル。 設計で予想していない施設内の 区域での相当量の汚染。	 実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥。 安全設備が健全な状態での身元不明の高放射能密封線源、装置、または、輸送パッケージの発見。 高放射能密封線源の不適切な梱包。 	
逸脱 レベル 1			 ・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく。 ・十分な安全防護層が残ったままの状態での安全機器の軽微な問題。 ・低放射能の線源^{※2}、装置または輸送パッケージの紛失または盗難。 	
	安全上重要でない(評価尺度未満/レベル〇)			

- ※1 INESユーザーマニュアルより、放射線源に関する事象については「施設における放射線バリアと管理への影響評価」は考慮しなくてよい。
- ※2 「低放射能の線源」とは、INESユーザーマニュアルの深層防護の評価においてA/D比が 0.01 以上1未満の線源と定められている。

ここで、A: 当該事象で評価すべき放射能量(Bq)

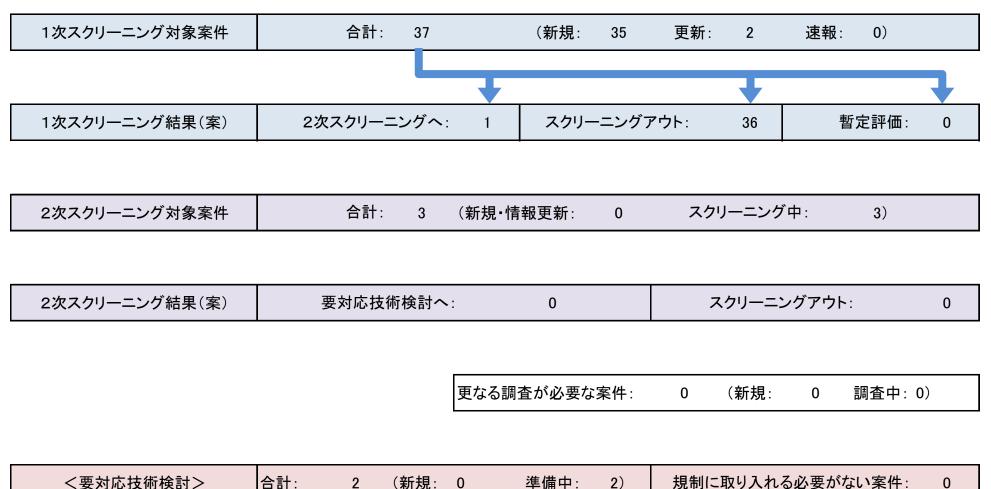
D:安全かつ確実に管理されていなければ重大な確定的影響を引き起こす可能性がある放射能量(Bq)

資料47-3-1-1

スクリーニングと要対応技術情報の状況について (国内外原子力施設の事故・トラブル情報)(案)

2021-07-08

技術基盤課



資料47-3-1-2

2次スクリーニングの検討状況 (案)

令和3年7月8日 技術基盤課

(2次スクリーニング新規・情報更新案件、継続案件)

NO.	番号	件名	事象の概要と国内状況
1	IN2018-10 IRS8732 IRS8732R1 IRS8837	海外原子力発電所における サーマルスリーブのフランジ 摩耗による制御棒固着	本 IN は、仏国 PWR で発見された制御棒駆動機構(CRDM)のサーマルスリーブ・フランジ部が摩耗により完全に分離し、その残片が制御棒動作を妨げた事例(IRS8732))を受け、類似設計の CRDM を有するウェスティングハウス社製の PWR に対する影響評価を報告するものである。仏国運転経験に基づき CRDM のサーマルスリーブの摩耗速度を仮定しても、限界に達するまで 25 実効全出力運転年(EFPY)以上掛かると評価している。 ほとんどの国内 PWR では上蓋交換を実施しており、国内最長の EFPY でも約 14 年と短い。また、その PWR では CRDM サーマルスリーブは降下していないことが目視確認されている。国内事業者は、国内実測値から、サーマルスリーブ摩耗速度を算出し、米国プラントの評価値と同等以下であることを確認した。CFD 評価により、上蓋バイパス流が多い低温プラントの方が、高温プラントより頂部プレナム内の流動が中央部 CRDM のサーマルスリーブに与える影響が大きいことが示された。 仏国でも、サーマルスリーブの摩耗に関する調査検討が続けられており、国内事業者も継続検討していることから、本件は二次スクリーニングに移行して、情報収集・分析を継続する。仏国では、サーマルスリーブが摩耗するメカニズムの研究が開始され、2020 年下期を目途に第一ステップの結果が得られる予定である。米国から異なるモードによるサーマルスリーブ破損の報告があった(IRS8837)。頂部プレナム内の流動が影響していると考えられるが、原因は未特定であるものの、サーマルスリーブの形状から、破損する可能性のある PWR をリストアップしている(日本の PWR は含まれていない)。また、PWR オーナーズグループのレター(OG-20-113、2020-04-13)によると、摩耗によるサーマルスリーブの下降量が 0.8 インチ(2 cm)以上の時にサーマルスリーブが破断すると、残片により CRD 動作を妨げる可能性が高くなるので、低温プラントで該当する形状のサーマルスリーブを有するプラントの検査を呼び掛けている。これらの情報も合わせて、2 次スクリーニング調査分析を続けている。

2	1 (1 ERAX 3/201	安全障壁の劣化による原子炉停止と自動システム起動	本件は、BWR プラントの原子炉水位計の基準側配管で使用されている 1 インチ冷やしばめ継手が完全破断した事例である。ドライウェル圧力上昇等により手動原子炉スクラムしたが、原子炉保有水レベルは問題にならなかった。しかし、スクラム後に格納容器隔離系や原子炉保護系が作動した。継手破断原因は、水素脆化。継手採用時(1980 年代)は、当該継手が水素脆化感受性が高いことは知られていなかった。また、当該継手の水素脆化情報が告知されていたが(IN91-87)、事業者は使用環境条件(PWR 条件)が当該プラント(BWR)とは異なることから対応不要と判断したとされる。さらに、漏えい量のトレンドには前兆事象は確認されていないことから、事前に防ぐことは困難だったとされている。国内原子力発電所で比較的高い濃度の水素を含む高温蒸気にさらされる配管系に、水素脆化の感受性が高い材料が用いられていないことを確認するため、二次スクリーニングに移行する。
<u>3</u>	IRS8949 Part 21 2014- 76-00 Part 21 2014- 76-01 Part 21 2014- 76-02	配管サポート塗装の逸脱	本件は、建設中の AP1000 の格納容器内に設置される非安全系配管サポートに適用された塗装が不適合塗装であり、長期冷却時に安全ハザードをもたらす可能性があることを報告するもの(Part 21 報告)である。是正しないと、長期冷却時に剥がれ落ちた塗装材が粒子として流れ、サンプストレーナの機能を阻害する可能性がある。国内原子力発電所の格納容器内機器の塗装材の扱い等を調査するため、二次スクリーニングへ移行する。

<技術情報検討会資料>

技術情報検討会は、新知見のふるい分けや作業担当課の特定を目的とした事務的な会議体であり、その資料及び議事録は原子力規制委員会の判断を示すものではありません。

資料47-3-1-3

令和3年7月8日 技術基盤課

規制対応する準備を進めている情報(要対応技術情報)リスト (案)

番号	件名	事象の概要	対応状況	目標終了時期	規制庁担当課
Y2015-12- 01		NRCは、回路の故障が2次火災事象又は設備の 損傷を誘発させる可能性に関連した最近の運転経 験を周知した。NRCは、回路の隔離不足に起因す る2次火災または設備への熱的損傷を誘発させる 問題を取上げている。更に、産業界の運転経験に 関する追加レビューに基づき、認可取得者は各自 の既存の決定論的火災防護プログラムの要件とD C電流計回路を含む解析要件に関して、未解析の 状態が存在する可能性を周知している。		<u>令和 3 年度(予</u> 定 <u>)</u>	技術基盤グループ及び技術基盤課

番号	件名	事象の概要	対応状況	目標終了時期	規制庁担当課
Y2016-20- 01	NRA技術報告 「原子力発電 所においず。 一ク損傷 は AF)に の発行	2011年3月の東北地方太平洋沖地震により東北電力株式会社女川原子力発電所1号機(以下「おいて、高工ネルギーアーク損傷(HEAF: High Energy Arcing Fault。以下「HEAF」という。)が影響に連結された他の電源盤に損傷発生し、原子力発電は異なるものの、国内外の原子力発電は異なるものの、国内外の原子力発電は異なるものの、国内外の原子力を登響は異なるものの、国内外の原子力を登響は異なるものの、国内外の原子力を登響は異なるものの、国内外の原子力を登響を与えた。このHEAF事象が安全機能に及ぼす影響を与えた。このHEAF事象がある。 NRAでは、HEAF事象の進展及びその影響を明されて、大電流のアーク放電を発生しており、原子力を実施に支出を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	・第20回技術情報検討会(H28.7.11)において、HEAFを「要対応技術情報」とし、必要な規制対応を行っていくことを確認。ただし、当面は、最新知見でアーク火災発生エネルギーの閾値の存在がわかっている、HEAFの第二段階で発生するアーク火災の防止に対する対応を行い、まだ、隣接する機器への影響が現れる閾値の存在が確認されていない第一段階の爆発現象に対する対応に関しては、今後研究が進み有効な対応策が確認された時点でさらなる規制基準の見直しを行うものとする。 ①HEAFの第二段階で発生するアーク火災の防止に対する対応・平成 28 年 7 月より、実用発電用原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、再処理施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設について、主に面談で各施設の HEAF 想定箇所に対する保護リレーの整定時間短縮(保護リレーのデジタル化含む)により、HEAF 発生後のアーク火災発生防止のための規制要件(基準類の改正案)を検討した。・平成 29 年 2 月 23 日~3 月 22 日で、HEAFに係る規則等の改正とガイドの制定のためのパブリックコメント実施。・その後、EDG受電遮断器に対する HEAF 対策の要否についての問題が新たに発生したため、6 月 13 日に事業者から公開ヒアを実施。6 月 27 日に第2回公開ヒア実施。・第25 回原子力規制委員会(平成 29 年 7 月 19 日)、HEAF の第二段階で発生するアーク火災の防止に関する規則等の改正と審査ガイドの制定を決定。8 月 8 日付けで公布(施行)。なお、再処理施設及び研究開発段階発電用原子炉に係る規則等についても併せて改正。②HEAF の第一段階の爆発現象に対する対応・平成 29 年 4 月より、NRC と共同で HEAF の第一段階における爆発現象の解明のための研究を開始。平成 29 年 12 月、平成 31 年 1 月及び令和 2 年 1 月に米国 KEMA 試験場にて爆発現象の解明のための HEAF 試験を実施。現在、試験で取得した圧力、温度、金属ヒュームの発生量等のデータ及び高速度ビデオカメラ・赤外線サーモグラフィカメラの動画を解析中。・OECD/NEA の HEAF 2 プロジェクト(HEAF 試験プロジェクト)は令和 3 年 12 月まで実施されるため、それ以降に規制庁独自の HEAF 研究と合わせて最終報告を	①終了 ②未定	技術基盤グループ及び技術基盤課

1次スクリーニング結果集計表(案)

資料47-3-2

2021-07-08 技術基盤課

種類	スクリーニング基準							— \hr ^	計
性 知	1	2	3	4	5	6	暫定	二次へ	ĒΤ
RIS U.S. NRC Regulatory Issue Summaries	0	0	0	0	0	0	0	0	0
GL U.S. NRC Generic Letters	0	0	0	0	0	0	0	0	0
BL U.S. NRC Bulletins	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IN U.S. NRC Information Notices	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IRS IAEA International Reporting System	0	14	2	1	1	0	0	1	19
IRSRR IAEA Incident Reporting System for Research Reactors	0	1	0	0	0	0	0	0	1
FINAS IAEA Fuel Incident Notification and Analysis System	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国内 法令報告、規制検査報告、ニュ ーシア	2	1	0	0	12	2	0	0	17
INES IAEA Nuclear Events Web-based System	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	16	2	1	13	2	0	1	37

		技術基盤課
	スクリーニング基準	
1	原子力施設・原子力安全に関 はない場合。	する情報で
2	当該事業者におけるソフト面の する設備・運転保守不良等であ り入れるとしても、事業者による 範囲にとどまる場合。	り、教訓を取
3	設備に原因がある事象であり原子力施設とは設備構成や運 の子力施設とは設備構成や運 なる場合。もしくは、我が国 イト条件等に起因する場合。	転条件が異
4	設備に原因がある事象であり は規制要求又は事業者の取り 、対策が取られている場合。	
(5)	当該国において軽微な事象と。場合など、原因や教訓等有意られない場合。ただし、原因合む情報や傾向分析情報が得は、新たにスクリーニングを	な情報が得 や教訓等を られた際に
6	原子力規制庁内で既に検討が限 いる場合。ただし、検討状況はこ	

番号	JH 石	HALL THE	並然口	+0 1/		1 次2	スクリーニング(雪定)
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES		/ 処理結果
INES2020- 02	原子炉施設事象	FULL 11/1/1/ The second of the	https://www.tv	事務局 補足 によるプレスリリ ro.fi/en/index/n s/2020/moreint 2.html	J—/ (2020-12 ey pressrele hationonthe	asesstockexc eplantdisturba	本件は、運転管内放射能原子炉自動プラントの類された。	の BWR プラントで主蒸気より、格納容器が隔離されした事象の速報である。当より、サイト緊急事態と分能の環境への漏えい、被のリーニングのうち、
		アクリーニング基準の番号を記載してスクリーニング基準 ① 原子力施設・原子力安全に関する情報ではない 当該事業者におけるソフト面の誤りに起因する 転保守不良等であり、教訓を取り入れるとして者による取り組みの範囲にとどまる場合。 設備に原因がある事象であり、我が国の原子は設備構成や運転条件が異なる場合。もしくにはないサイト条件等に起因する場合。	い場合。 る設備·運 ても、事業 	でルの質別 合もれ、3 合とな射能 高隔離弁	の一つが壊れ 計間ほど掛かっ に、原は約 70°C 時、約 100°C が冷却材に落 系の炉気管内のが 大連流内のが た。 高により、自動 引)。これに伴し	ごに耐えられる の冷却材が流 け出した。修理 開し、原子炉冷 。溶解した物質 枚射能レベルも	暫定評(暫定)と 対対がが大きに、 対対がが業というが、まる。 ならの ウトとする になったとする になった なった なった なった なった なった なった なった スクリーニング	価を行った場合、 ・記載しています。 フィルターの物質(吸着物質) オ中に移行したため。点検修に課題があると考えられること。 基準によりスクリーニングで、 は、国内では当該系統を原子 検修理する運用は行われて な情報が得られた場合は、再
		④ 設備に原因がある事象であり、我が国では規 は事業者の取り組みにより、対策が取られて 当該国において軽微な事象とみなされる場合 や教訓等有意な情報が得られない場合。たた や教訓等を含む情報や傾向分析情報が得ら は、新たにスクリーニングを行う。 原子力規制庁内で既に検討が開始されてい だし、検討状況はフォローする。	いる場合。 など、原因 ごし、原因 れた際に	特対応が イントに参 ル 0 と記 TUK は 項目を センサー	開始された。緊 集した。 影響はなく、安 評価された。従 、2 号機の運 施し、14 日に 、コネクター、	転再開を許可し		
		烈原子炉冷却材浄化系 https://www.tvo.fi/uploads/File/nuclear-power-plant-units.pdf		か格納容器 企止機能の記	器内の弁の試験 は験。 ews/pressrele intedstart-	かりりょうファー 食。5)制御棒操 <u>asesstockexc</u>		

						1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8980			2021-01-07	事務局	3	_	本件は、PWR の上部プレナム安全注入ラインから漏えいが発生し、手動原子炉停止
				補足	情報		した事例である。漏えいの直接原因は、注
							入ラインの直線配管部の亀裂。 亀裂発生原 因は、配管材の製造欠陥が亀裂起因とな
							り、長期間にわたる高サイクル疲労により 亀裂が進展成長したため。疲労の原因は、
							当該注入ラインの設計変更により、通常運
							転時に原子炉容器ダウンカマーと上部プレ ナム間に高速流れとそれに伴う流体振動が
							発生するようになったため。根本原因は、一 次冷却系に関わる設計変更の 20 年超の
			<u> </u>				長期的影響評価を行っていなかったこと。
							当該注入配管特有の製造欠陥が影響して いることと、国内 PWR で用いられている安
							全注入ラインでは、本件のような改造は行
			į				われていないことから、上記の基準によりス クリーニングアウトとする。
赤占線極内に	 は国際機関との取り						
決めにより公開							
		 	<u> </u>				<u>l</u>

						1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
番号 IRS8974	件名	概要	https://archive	マグノックス炉 .uea.ac.uk/~e clear/MOP8	基準/2次 ③ の使用済み燃料 6680/energy/en 3-Update.pdf プールに貯蔵さ 4(スキップ内)	INES — Initial distribution of the state	処理結果 本件は、原子力発電所から再処理施設に 鉄道輸送された複数の使用済み燃料キャスク(フラスクと呼ばれる)が、受入検査において、な線放出核種による遊離性汚染が許
<u>赤点線枠</u> 内に 決めにより公覧	は国際機関との取り 開できません。				作業と鉄道輸送	用コンテナ	コンクアウトとする。なお、国内原子力発電所においては、燃料プールから使用済み燃料をキャスクへ移動する際は、キャスクをジャケットで覆い、キャスク表面の汚染を防ぐとともに、キャスクの外表面全体で必汚染測定を行っている。

						1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8984 カメロン社	BARTON 763/763A/764 伝送器の温度上 昇と性能認証寿 命 Rosemount 1153, 1154, 3150 シリーズ圧 力伝送器に対す る通知		2021-02	事 (送ーネの監集4、圧電ででは、大学には、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に	情報 77)の抜粋 命基中のでは、 の表表では、 の表表ででは、 の表表ででは、 の表のでは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででするできる。 でででいるできる。 でででいるできる。 でででいるできる。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	算属いは度は、、、型ここの 加デック 粋1 認果により、新短はな膜、R上伝 回認うれのよ レルルに 報定に11算 温し温度のする、に器新抗2の の命ス認上く をA/る に命るのに 度た度子場法で安認の解器の出 ラをタ定昇な 発76。 る劣温シは 上。上 よ 全	本件は、カメロン社とローズマウント社の圧力伝送器の一部のモデルやシリーズにおいて、性能認定寿命〈Qualified life〉を算出する際に、伝送器内部部品の自己発熱による温度上昇を適切に考慮していないため、性能認定寿命が過大評価されている可能性があるので、更新された計算方法の使用を推奨する通知である。 米国では伝送器の取り替え時期を計画する際、伝送器供給者が提供する寿命計算方法を用いて、事業者が性能認定寿命(例:40年)を算出している。国内原子力発電所では、安全上重要な系統にカメロン社とローズマウント社の圧力伝送器は用いておらず、また、伝送器交換間隔は性能認定寿命より十分に短いことから、上記の基準によりスクリーニングアウトとする。なお、本情報は、米国における機器性能認
赤点線枠内に決めにより公開	は国際機関との取り 開できません。						

番号 件:						1	次スクリーニング
	名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8991			2021-02-09	事務局	2	_	本件は、原子力発電所の非常用ディーゼル ※雪機(EDC)の定期試験時に、冷却水温
IRS8991			2021-02-09	事務局			本件は、EDG)のまた。 ・ で改します。このは、機械ののようでは、大力にでは、のでは、のでは、のでは、では、のでは、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、でいる。。では、でいる。のでは、ないのでは、ないいのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないいいいいいのでは、ないのでは、ないいいいいいいいいいいいいいいいいい。ないいいいいいいいいいいいいいいいい

亚口	шь	40T 7R5	双各口	1 0.1/		1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
31R1	が停止に伴う非常用ディーゼル 発電機の運転上の制復帰につい を を も がび を が を が を が を が を が を が を が る の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	2020-04-10、第 25 回定期検査において、9 時 47 分頃に 3A 海水ポンプが自動停止し、A 非常用ディーゼル発電機への冷却水の供給ができなくなった。その後、9 時 59 分に待機中の 3B 海水ポンプが起動し、10 時 30 分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰した。一時的に保安規定の運転上の制限 ^{※1} を満足していない状態にあった。 (※1:保安規定第 75 条 原子炉から燃料を取出している期間においては、ディーゼル発電機 2 基が動作可能であることが求められている。) 安全性評価:本事象による環境への放射能の影響は無い。また、潤滑水系統の配管の詰まりや損傷、弁の開閉状態および流量計の健全性に異常は無い。	2020-05-21 海 事象発生の状況> 安全系母線	事務局 補足 ・	「あります」 「ありますます」 「あります」 「ありますます」 「あります」 「あり	潤滑水系統	本件は、定期検査中の原子力発電所にて、 海水ポンプが自動停止し、一時的に非常用 ディーゼル発電機に関する運転上の制限を 逸脱したが、所定の完了時間内に復帰した 事例である。直接原因は、海水ポンプの潤 滑水流量計の不具合である。根本原因は、 流量計の電極部の定期清掃の不備であり、 事業者の保守管理の問題である。また、 2020Q1原子力規制検査報告書において、 重要度は「緑」、深刻度は「SLIV」と評価された。以上より、上記の基準でスクリーニン グアウトとする。
20	き生日: 2020-04-10 登録区分:最終	直接原因: 当該ポンプ軸受の潤滑水の流量計の指示値が低下しており、また潤滑水がバックアップ系統から供給されていたため、潤滑水の流量が低下したと判定し当該ポンプが自動停止した。 根本原因: 潤滑水流量の指示低下は、海水配管に設置されている電磁流量計の電極部に錆等の異物が付着したことと推定された。流量計の電極部の定期清掃が不十分であったことが原因であり、使用環境及び設置環境に対する考慮が十分になされた保全が実施されていなかったことに起因する。 再発防止対策: 当該流量計を予備品に取り替えるとともに、内部清掃実施時の手順に「内部清掃実施時は、特に電極部及びその周辺を入念に清掃すること」、注意事項として、「絶縁性の付着物は指示に影響を与えることから、絶縁性付着物の拭き残しが無いよう注意すること」を作業手順書に追記する。	A非常用 ディーゼル 免電機 待機	④動作不能	②滴木ポンプ停止 3 4 海水ポンプ	河滑水流量計	事業者による自主的継続的安全性向上取組に係る有用な情報として、検査官会議(2021-06-10)にて紹介した。

	tot ==	last rate		1=		1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8975			2020-12-04	事務局	2	_	本件は、計画停止中の原子力発電所の起 動変圧器が故障し、火災が発生し、変圧器
				補足	情報		勤変圧器が故障し、火災が発生し、変圧器 の油が漏出した事例である。プラント安全
			カナダ原子力多			s-M62)	性、環境への影響はない。故障原因は、変 圧器内部の接点のずれによる放電と推定さ
			https://www.nu			ID18-M62.pdf	れている。また、放電により変圧器油が加
CMD 18-M62	ブルース 8 号機 で変圧器火災と		2018-12-06、7				熟され、ガスが発生、圧力上昇により変圧
	鉱物油流出		変圧器で火災を 設計通り作動し				器筐体が破裂、油が外気と触れ発火した。 根本原因は特定されていない。
			変圧器筐体が				前日の変圧器油の定期サンプリング検査
			発生し、変圧器				で、異常が検知されたが原因究明しておら
			けられ、鉱物油 下に置かれ数E				ず、当該発電所の保守点検管理に課題が あると考えられ、上記の基準によりスクリー
			け、放水を続け	られた。オンタ	リオ湖への影響	は監視された	ニングアウトとする。
			が、影響は見ら				
			のは、12-09 で 物質の漏えい				
<u>赤点線</u> 内は 決めにより公開	国際機関との取りできません。		図 ブルー	ス発電所と起動	助変圧器の位置	(赤矢印)	

						1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8976			2020-12-04	事務局	2	1	本件は、原子力発電所の防火壁貫通部に 耐火基準に適合しないが多数用いられてい
				補足	.情報		ることが判明した事例である。規制当局の
			! !				安全評価において、火災が当該原子炉の 安全停止に影響を及ぼすことはないことが
							示されたが、共通要因故障として分類され ている。不適合原因は、建設当時から当該
							シールの調達仕様書に、耐火基準への適
							合要求が明記されていなかったことと、認可 取得者による検査不足と類似事象の運転 経験反映の不良である。
							認可取得者による調達管理、点検・保守管理の課題であることから、上記の基準によりスクリーニングアウトとする。
							ラヘンソーーンソ アンドこり る。
			i !				
			i !				
	 は国際機関との取り						
決めにより公開	開できません。		<u> </u>				

						1	1 次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8977			2020-12-18	事務局	2	_	本件は、PWR の原子炉容器シールからの 一次冷却材の漏えいにより手動原子炉停
			 	補足	情報		止した2件の事例である。原因は、上蓋と
							原子炉容器間のシールの内側 O リングの 一部が外来異物により損傷もしくは変形し
							たこと。外側 O リングの漏えい原因は残留 異物の影響と推測されている。上蓋取り付
							け作業時に、洗浄が不足し異物が残留した 可能性及び異物検査が不十分だった可能
							性が指摘されている。
							認可取得者による点検・作業管理に課題が あると考えられることから、上記の基準によ
							りスクリーニングアウトとする。
							Oリング 上蓋被覆
			 				上蓋
							漏えい、炉容器 逃し管 被覆
							ドレンでは、
							タンク Oリング 漏えい逃し管 炉容器
							上蓋一炉容器断面
							ラリック 断面A-A
							参考図 原子炉容器のシール構造 https://www.nrc.gov/docs/ML1122/ML11
							223A212.pdf
7 7.7.7. 7.1.1							
赤点線枠内に決めにより公開	は国際機関との取り 開できません。						
			<u> </u>				

			- 1-			1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8978			2021-01-07	事務局	4	_	本件は、大雨で緊急ダム放流を行ったとこ ろ、原子力発電所とオフサイトセンターがあ
				補足	.情報		る市街との間の道路が一部浸水し、発電所
							職員の移動に支障が出た事例である。原子 炉の運転には影響はなかった。また、オフ
							サイトセンターも浸水の影響を受けたがアク セスは可能であった。浸水寄与因子として、
							ダム緊急放流によるリスク分析を行ってい
							なかったことが挙げられている。是正措置と して、オフサイトセンターを高台に移設した。
			 				発電所が長時間隔離されることに備え、当 該国の原子力発電所サイト内にオンサイト
			! !				センターを設置することとなった。
			i i				国内原子力発電所及びオフサイトセンター では、自然災害によるアクセスルート等へ
							の影響は考慮済みであることから、上記の
							基準によりスクリーニングアウトとする。
	は国際機関との取り						
決めにより公開	開できません。		<u>i</u>				

							次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8979			2021-01-07	事務局	2	_	本件は、運転中の原子力発電所にて、遮断
				補足	情報		→ 器ドロワを有する電源キャビネットで火災が 発生し、火災警報が発信し、原子炉を手動
			https://www.hiproductname=	図 ドロワと背rose.com/en/g&series=PS3=en&docume	面コネクタの概	ent?clcode=& pe=Catalog& ia	発生し、火災警報が発信し、原子炉を手動停止した事例である。安全系に影響はなく、運転上の制限の逸脱もない。火災原因は、当該キャビネット内のドロワ背面コネクタ部の接触不良によるリード線の過熱。接触不良は、従前の保守・点検後に、コネクタ接続を適切に行わなかったことと推定される。 当該発電所の保守・点検作業管理に課題があると考えられることから、上記の基準によりスクリーニングアウトとする。
<u>赤点線枠</u> 内は 決めにより公覧	は国際機関との取り 開できません。		https://www.h	左:直角方向 irose.com/ja/p &series=PS4	-クコネクタの例 、右:水平方向 product/docume &documenttyp htid=D144089	e=Catalog&la	

						1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8981			2021-01-25	事務局	2	_	本件は、燃料交換停止中の PWR プラント において、隔離弁と逆止弁の 2 弁からなる
				補足	.情報		防消火系統の格納容器隔離機能が失われ
							ていた期間中(約 45 時間)に、運転上の制限(LCO)の条件違反となる燃料移動を行っ
			i !				ていたことが判明した事例である。この違反 による安全上の影響はない。また、当該期
							間中に燃料破損事故等は発生しなかった。 格納容器隔離機能が喪失した直接原因
							は、保守作業のため隔離弁と逆止弁を同時に開放していたため。根本原因は、作業指
							示書に LCO の条件等を適切に反映させて
			 				いなかったこと。寄与因子として、作業指示 書の準備時間が充分ではなく、検証、承認
							も不適切だったことが挙げられている。LCO の理解に関する訓練も不十分だった。
							事業者による保守作業マネジメントに課題 があったことから、上記の基準によりスク
							リーニングアウトとする。
			!				
22755							
赤点線枠内に 決めにより公開	は国際機関との取り 開できません。						
		i 	<u>i</u>				į

						1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8982			2021-01-25	事務局	2	_	本件は、全国規模の停電により、原子力発 電所が3時間強、外電喪失した事例であ
				補足	.情報		る。高温停止中の1号機では、期待通り
							EDG が起動、給電した。40%出力運転中の2号機は、そのまま所内単独運転を継
							続した。ただし、緊急時対策所への人員招 集のための通信が、個人の携帯電話に依
							存しており、通信手段の多重性・多様性の 改善が必要と指摘されている。
			 				緊急時連絡手段の課題は、事業者によるマ ネジメントの問題であることから、上記の基
							準によりスクリーニングアウトとする。
							(
赤点線枠内は	は国際機関との取り						
決めにより公開	開できません。	i L					

							1 次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8983		2020-01-09、米国リバーベンド 1 号機(BWR、967 MWe、 定格運転中)において、区分 I の制御建屋冷水システム	2021-02-01	事務局	2	_	本件は、定格運転中の原子力発電所において、制御建屋の区分 と の冷水システ
		(HVK)の冷凍機 A の制御盤デジタル改造後試験のため、		補足	.情報		ム(安全上重要な設備)が両方とも 17 分間
		区分 II の HVK の冷凍機 B から冷凍機 A に運転を切り替えるため、冷凍機 B を停止させたが、逆相警報により冷凍					動作不能となった事例である。安全性への 実影響はない。原因は、区分 の冷凍機
LER458	冷凍機制御盤設						が、改造に伴う配線ミスにより起動しなかったこと。区分 II の冷凍機の不良は再現せ
/2020-001	置ミスによる制御 建屋冷水の喪失	宣言され、安全機能要求を満足できない状態となった。					ず、原因は特定されていない。根本原因は、改造工事管理が不十分だったこと。
		事象発生から 17 分後に、区分 の冷凍機 C を起動し、区 分 の冷凍機 D を待機状態とすることで、HVK は復旧し					事業者による改造工事及び工事後試験管
		た。 冷凍機 A の問題を是正し、テストに合格し運転可能状態に回復した。 冷凍機 B は試験を実施したが、不良は見					理に課題があることから、上記の基準によりスクリーニングアウトとする。
		つからず起動失敗も再現できないので、運転可能と宣言。					
		安全評価:①HVK が冷却する重要区域の温度は、環境設計基準最高温度に達することはなかった。②この事象によ					
		る原子力又は放射線学的安全性への影響はなかった。③ この事象は、公衆の健康及び安全に対する重要度は最					
		小。④運転員による措置は、自動起動の代替基準を満たし					
		ていた。従って、この事象は安全システム機能の故障に該当しない。					
		冷凍機 A の逆相警報原因:制御盤デジタル改造の際の配線についる。根本原因は、改造設置説明書や関連図面が不適					
		切であいまいだったこと。なお、冷凍機 B の故障原因は、 人的過誤を含めて特定できなかった。					
		是正処置:①類似事象発生時の HVK 作動のために、期 待される手動操作について評価が完了した。②冷凍機 A					
		には故障部品は見つからなかったが、潜在的に故障が発生すると特定された部品を全て交換した。					
	は国際機関との取り						
決めにより公	用じざません。						

						1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8985			2021-02-01	事務局	2	1	本件は、停止中の PWR プラントの格納容器内で開放機器の保守作業を行う前の点
				補足	.情報		検で、作業エリアにネジやワイヤなどの異
							物が見つかった事例である。異物を放置し て保守作業を実施していたら、機器内部に
							異物が混入した可能性がある。原因は、作業員の能力不足や手順書の不順守、作業手順書の不備等。
							事業者の保守作業管理に係る課題である ことから、上記の基準によりスクリーニング アウトとする。
							7 71 2 7 00
赤点線極内に	 は国際機関との取り						
決めにより公開	開できません。		!				

						1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8986			2021-02-01	事務局	2	0	本件は、運転中の FBR プラントの核計装 監視設備の 1 チャンネルで、原子炉保護系
				補足	.情報		起動の誤信号が発信した事例である。2ア
							ウトオブ3ロジックを採用しているため、保 護系は作動していない。プラントの状態、安
							全性に影響なし。誤信号原因は、当該監視設備の一部のユニットのソフトウェア改造の
							不良。設定パラメータが誤っていた。根本原因は、当該改造ソフトウェアの検証が不十分だったこと。
							事業者の改造に伴う調達管理や機能・性能 検証に係る課題であることから、上記の基 準によりスクリーニングアウトとする。
赤点線枠内は 決めにより公開	は国際機関との取り 開できません。		i I				
		 	<u> </u>				

						1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8987			2021-02-01	事務局	2	0	本件は、原子力発電所において、使用済み 燃料輸送キャスクの蓋設置時に、蓋の構成
			, 	補足	情報		部である水平位置決め冶具が、蓋吊り下げ
			!				時にキャスク内の使用済み燃料収納キャニ スタの一部と接触し、破損した事例である。
							キャスク内の使用済み燃料に影響はない。 衝突・破損原因は、蓋設置時に蓋の揺れが
							収まらないまま蓋吊り下げを続行したため。
							根本原因は、輸送キャスク取扱い図書に、 蓋吊り下げ時の揺れ対策等が記載されて
							いないこと。寄与因子として、作業の監視カ メラの数、位置が不適切だったこと。
							事業者の使用済み燃料輸送キャスクの取り 扱い管理に係る課題であることから、上記
							の基準によりスクリーニングアウトとする。
							保持具
							キャスク
							防食被覆
							カバー
			i !				燃料集合体
							350 91475 参考図 TK-6 キャスク断面図
							https://inis.iaea.org/collection/NCLCollect ionStore/ Public/38/071/38071944.pdf
赤点線枠内は 決めにより公開	、国際機関との取り 昇できません。		i !				
	-		<u>i</u> _				į

				1=		1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8988		2020-08-10 12:46、米国デュアン・アーノルド 1 号機	2021-02-01	事務局	(5)	_	本件は、米国 BWR プラントにおいて、暴風
		(BWR、601 MWe、80%出力運転中)において、暴風(デ レーチョと呼ばれる)の影響による外部電源喪失により、主		補足			→ により外部電源喪失し、主発電機の負荷遮 断に伴い原子炉が自動スクラムした事例で
		■ 発電機負荷遮断とそれに伴い原子炉スクラムが発生した。	NRC 統合検査				ある。安全関連系統、構造、機器とも期待
		外電喪失により、AとB系列の非常用ディーゼル発電機					通り動作し、運転員操作も手順通りだった。
LER331	による外部電源	(EDG)が自動起動し、安全関連母線に給電。圧力容器	1. 事業者の是				公衆衛生・安全に影響はない。ただし、冷却
/2020-001	喪失に伴う原子	(RPV)の水位過渡に期待通り対応して、高圧注水系 (HPCI)と原子炉隔離時冷却系(RCIC)が自動起動し、原			に対する3バリ		塔など非安全設備は損傷した。
72020 001	炉スクラム				引)の喪失も主要7 る放射線学的影		NRC が、本事象は設計基準外事象ではな
		原子炉は自然循環で冷却。停止時冷却系を動作させるこ			る成別級子的於 こ。運転員は、適 ⁵		う、システムも機器も設計通り応答し、修
		とにより、強制循環冷却が再開。結果として、RPV 下鏡の			対する是正措置は		理・回復以外の是正措置は必要ないと評価
		冷却率が限度(100°F/h)を超過したが、これは想定通り。					していることから、上記の基準によりスクリーニングアウトとする。
IIR331	NRC 統合検査	でのに、対け近り旧町石船が特施でがた。立口、冰ーが、注	2. 非常用サー	ニス水(ESW)	ストレーナに関す	の定止指直	
/2020003	報告書	屋5階の壁に亀裂が見つかり、2次格納性能検査を実	EDG が起動し	、ESW ポンプ	も自動起動して、	EDG 等に冷	
		施。真空度(6.1 mm 水柱)が技術仕様書要求(6.4 mm)を 不満足だったの、2 次格納機能要求が適用されない運転	却水を供給した	:。10:40 に、耳	事業者はストレー	ナの差圧高の	
					ナをバイパスする 不能、しかし使用		
					不能、しかし使用 -EDG の監視を引		
		」屋と内部の FLEX 機器も動作不能と宣言。ただし、南	FDC に亜影郷	がたいことをな	海豚 た バイパ	7/1+ FQ\//	
		FLEX 建屋と内部の機器は健全だったので、FLEX 機能は	運転が不要にな	ょる(モード4)	まで続けられた。		
		維持されていた。冷却塔なと非安全糸の損傷もあった。			トレーナをバイバ		
		安全評価:この事象は、公衆衛生・安全に影響しなかった。	是小ルオス世界	それした たかっ	たことに対して	フトレーナた済	
		事象に寄与するシステム、構造、機器(SSC)はいずれも動	さないことで潜	生的に安全関	連機器が汚れる	(性能が劣化	
		作り能/こつ/こ。笠日 16:00 こ共吊事態は解除され/こ。事	する)ことを懸念	にた。ESW ス	ストレーナのバイ	パスに関する	
		後調査により、原子炉建屋壁の亀裂は運転モード3の時 に発生したことが判明し、その時は運転上の制限に入って			、バイパスにより		
		リンキーしゅかえ キギロ 小学のギュ 加田 スノロのエロント しけ			けけられたことから		
		2 次格納の負圧は維持されていた。			能と宣言した。し え B-ESW が機能		
					ていたので、検査		
		弥電表大原因: 泰風雨を作り レーデョ。129 KII/II 超の風 速が 20 分間以上続いた(最大瞬間風速 161 km/h 超)。			に合致していると		
		この影響で、全部で6列の受電線が損傷もしくは切れた。					·
		さらに、非安全系用の 69 kV 受電線も損傷した。	1000	O Maria	Marine .		
		 教訓:この暴風は、設計基準外事象ではない。システムも	Balanta .	A STATE OF	The second second	Beer.	į
		機器も設計通り応答した。ピーク風速も設計基準の竜巻風		THE R. P.	TERRE	1	;
		速を超えていない。暴風は発電所スタッフが制御できるも		THE REAL PROPERTY.	F. Backel		
		のではなく、全ての機器は設計通り機能したことから、修		-	-		İ
		理・回復以外の是正措置は必要ない。	4 + m	-"	/ I I \		į
于 12514 4 /		- なお、本プラントは 2020-10-30 に恒久停止する計画で			ーノルドの冷却塔 vresources.com	•	
赤点線程内に決めにより公開	は国際機関との取り 関できません。	あったが、本事象のため、復旧させることなくこのまま恒久			<u>yresources.com</u> nearnoldfactsh		;
人のハームッムは	ガくこみにん。	停止することが、2020-08-25 に事業者から発表された。					

							1 次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8989			2021-02-09	事務局	2	_	本件は、起動過程の PHWR プラントにおいて、LOCA 誤信号が出て、ECCS が起動、
				補足	情報		原子炉トリップした事例である。プラント安
							全性に影響はない。誤信号発出原因は、起動前の ECCS リセット手動操作が不完全
							だったため、原子炉建屋圧力高信号が解除されていない状態で、1次冷却材ポンプを
							起動した時に圧力擾乱により1次冷却材圧
							力低信号が出たため。直接原因は、運転員 のリセット操作ミス及びリセット状態の確認
							漏れ。根本原因は、運転手順書にリセット状態を確認することが明記されていなかっ
							たこと。
							運転員操作と確認ならびに運転手順書の 品質管理に課題があることから、上記の基
			 				準によりスクリーニングアウトとする。
			ECC High Pressur Valve Normally	Open	6	Pressurizer	Gas Tank
			Valve Normally Pump	Closed	Isolation	Isolation	
			Check Valve		Valve	Valve	ECC
			Medium Pressure	ıre			Water Tanks From
							Dousing Tank
							High Pressure Valves
							Heat
					M_{\odot}	UV _o	Medium Pressure Valves Exchanger
					Input Valves	11	
					Bı	eak	ECC Pumps A
				Outlet Hea	ider Passtar Bu	ilding Sump	Outlet Header
				Oddotned	neactor Bu	nung sump	Outet House
	国際機関との取り						S 構成の例(本事例とは無関係)
決めにより公開	昇できません。		<u> </u>	https://ca	anteach.candu	.org/Content ^c	%20Library/19990107.pdf

						1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8990			2021-02-09	事務局	2	_	本件は、原子力発電所のディーゼルエンジン ン駆動の代替給水設備の連続運転試験時
			 	補足	.情報		にオーバーヒートが発生した事例である。プ
] 				ラントの安全性に直接の影響はない。オー バーヒート原因は、エンジンを冷却する空気
							流れが不十分なことと外気温が高いことが 重なったこと。根本原因は、エンジン建屋の
							吸排気ルーバーのレイアウト設計の欠陥と
							建屋外に新たに設置した外部溢水防護堰 の影響評価を怠ったこと。排気を吸い込ん で空気が再循環する構成になっていた。
							設計管理と施設改造に伴う影響評価に課 題があることから、上記の基準によりスク
							リーニングアウトとする。
赤点線枠内は決めにより公開	は国際機関との取り 昇できません。						

						1	1 次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
IRS8992			2021-02-19	事務局	2	0	本件は、廃止措置中の原子力発電所において、バックアップ電源の自動切換え試験
				補足	情報		時に、非常用ディーゼル発電機(EDG)が
							起動しなかった事例である。原因は、EDG 起動用の蓄電池の容量不足。根本原因
							は、蓄電池の保守や試験時に残容量の確認を行っていなかったこと。保守手順書等
							に残容量確認が明記されていなかったこと。
							事業者の蓄電池の保守管理に課題がある ことから、上記の基準によりスクリーニング
							アウトとする。国内原子力発電所の蓄電池 の容量と寿命管理は、「JEM 1431 原子力
							発電所用据置鉛蓄電池の試験方法」に基 づいて実施されている。
表占领场内内	は国際機関との取り						
決めにより公開	ト国际版例との取り 昇できません。		i ! !				

₩. □	14. 万	407 -555	<u></u> πΑ.Π	1 0 1/			1 次スクリーニング
金亏	14名		文祺日	担当	基準/2次	INES	処理結果
番号 IRSRR216	件名	概要	受領日 2020-11-18	事務局	基準/2次 ⑤		
赤点線枠内は 決めにより公開	国際機関との取り 引できません。						

	lil ba	lor	= AT =	le «le		1	次スクリーニング
番号	件名		受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
国内 2020-04	件名 第25回定期検 査における制御 棒の曲がり発生 について 更新日: 2020-07-31 NUCIA 通番: 13142 M ユニット:川内発 電所 1 号機 発生日: 2020-07-16	概要 2020-07-16、定期検査中の川内原子力発電所1号機において、制御棒クラスタ(制御棒 24 本)を使用済燃料プール内の所定位置に収納しようとした際、制御棒の1 本を曲げてしまった。 安全性評価:本事象は、法令に基づく国への報告、及び安全協定に基づく自治体への報告事象に該当しない。 直接原因:制御棒クラスタの制御棒取扱装置への収納が不完全であり、制御棒取扱装置から制御棒が突出した状態であったため、移動中に使用済燃料ラックに当該制御棒の先端が接触した。 根本原因:制御棒クラスタの制御棒取扱装置への収納完了を確認する手順(作業要領書に記載の表示灯の点灯確認)が行われなかった。	① 使用済 吊り」	を実施場所 を燃料プールにて とげ、燃料検査:	② 情報 ③ 燃料集合体 使用済燃料 事象発 、燃料集合体か	INES - S生箇所 らRCC を	
	登録区分:最終	再発防止対策:当該制御棒を予備品(新品)に取り替える。モニタによる確認を作業要領書に追加する。現場での確認者を明確にするとともに、関係者全員へ教育を行う。	③ 外観研	雅認後、使用済本へ RCC を挿入。 全に収納なければ。			

# D	tol. Am	ing -tr-	= 47 -	le vi		1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
	発電所 現場電 源箱脇のコンセ	2020-09-23、福島第二発電所構内で休憩用車輌内にあるスポットクーラーを作動させようとスイッチの操作を実施したところ、スポットクーラーが作動しなかったため、付近にある電源箱脇の屋外コンセントを確認したところ、コンセント、及び接続していた電エドラムの差し込みプラグの焦げ跡を確認した。 安全評価:消防署員により、「火災ではない」と判断された。公衆安全への影響は無い。 原因:当該電エドラムは屋外仕様(防雨型) ^{※1} ではなく、さらに屋外コンセントへブラグが奥まで差し込まれておらずロックされていなかった。水分の付着により ^{※2} 当該ブラグ部でショートが発生し溶融したため。 根本原因:作業管理の不備と考えられる。 再発防止策:屋外仕様の電エドラムを使用し、使用前点検を実施する。またコンセントにプラグを差し込む際には確実にロックすることを周知する。	2020-12-24		情報 「「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一	防水プラ	本件は、発電所構内の屋外コンセントに焦げ跡が発見された事象である。火災には至らず公衆安全への影響は無い。原因は、電エドラムの不適切な使用により、プラグとの隙間に水分が浸入しショートしたため。寄与因子は、当日の天候が曇り一時雨だったこと。 軽微な事象であることから、上記の基準によりスクリーンアウトとする。

₩.□	14. 72	AUT THE	20 M D	10.1/			1 次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
国内 2020-25		2020-08-31、大飯発電所 3 号機(PWR、定期検査中)において、加圧器スプレイ配管(SUS316 製)の超音波探傷検査(UT)で溶接金属部に有意な指示が認められた。当該配管を切り出して直接観察を行った結果、傷は粒界亀裂であり、溶接金属ではなく溶接熱影響部に沿って 4.4mm 進展していたことがわかった(図 1、2)。なお、当該部が溶接された建設時(1990 年)及び前回の検査時(2004 年定検)において、当該部に有意な指示は出ていない。安全評価: 当該配管の肉厚は 14mm であり、残厚は技術基準で求められる設計上の最低必要肉厚 8.2mmを満足し	原子炉容器	1次冷却材	加圧器へ 1次	_	本件は、定期検査中の PWR において、加 圧器スプレイ配管溶接部の UT にて、非貫 通の亀裂が確認された事象である。亀裂発 生原因は未特定で、進展原因は PWSCC。 根本原因も未特定であるが、溶接時の入熱 過大が寄与したものと推定されている。是 正措置として、当該部位を含む配管を交換 するとともに、過大溶接入熱もしくは溶接残 留応力が懸念される他の配管部位を特定 し、予防保全の対象とする。さらに、事業者
	発生日: 2020-08-31 登録区分:最終	ており、直ちに安全性へ影響を及ぼすものではない。 直接原因: 亀裂発生の原因は特定されていない。 亀裂進 展の原因は、光熱部は料の異常硬化※1 kgg は 内内	加圧	溶接部 1次冷	が認められた位	了 : :置	は原子カエネルギー協議会と共に、PWR 環境下における SCC の発生および進展に 関する研究および基礎データの拡充を行う こととしている。規制庁は、当該事業者の今 後の取り組みに加え、各事業者における水 平展開の状況について確認する。以上のこ とから、上記の基準によりスクリーニングア ウトとする。
		根本原因:特定されていない。 寄与因子(推定):建設当時の当該部の溶接において、入 熱過大を避けるための入熱管理を行っていなかった。ま た、当該部位の溶接残留応力の緩和措置を実施していな かった理由については特定されていない。 是正措置:当該部位を含む配管は交換する。溶接にあたっ ては、入熱過大とならないよう入熱管理を適切に行う。さら に他の配管についても、入熱過大もしくは溶接残留応力が 懸念される溶接部を特定し、今後は定期検査ごとに UT を 実施して予防保全の対象とする。本予防保全については、 他プラントにも水平展開する。 ※1: 当該部の硬さは最大 350HV(Vickers Hardness)で あり、PWR 環境下における SCC 亀裂進展が実験的に確 認されている 195HV を大きく超えていた。	114.3mi	60mm (配管	断面図(横面図 14.0mm 14.0mm :実際の傷(長さ:60 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	溶接金属 (配管外側) 管合 mm、深さ:4.4mm)	正ルボ側 ※横断面を開いて観察しているため 図と写真の向きが異なる 図と写真の向きが異なる 図と写真の向きが異なる に成長しているように観察される。

Jon Tr.	E AT 1	10 V			1 次スクリーニング		
概要	党領日	担当	基準/2次	INES	処理結果		
由ポンプ (A)の出口配管に設置されている弁付近から、重由が漏えいしていることを発見した(滴下量 1 滴/10 秒、漏えい量 約 0.6L)。このため、重油ポンプ(A)の運転を停止し、漏えい箇所前後の弁を閉弁し隔離するとともに、油の吸着マットを設置した。 安全評価:漏えいした重油は周囲に設置された堰内におさ	2021-01-06	事務局 補足	情報	_	本件は、屋外に設置されている重油タンク 出口配管の弁付近から、重油の微小な漏 えいが見つかった事象である。漏えいした 重油は周囲に設置された堰内におさまって おり、周辺環境、安全性への影響はない。 原因は、当該弁の接続部パッキン劣化及び 気温の低下による微小な面圧の変化等の 重畳と推定される。		
まっており、周辺環境、安全性への影響はない。 原因:設計、施工、運転実績等に問題はなく、漏えいの明らかな原因は確認されなかった。漏えい箇所は当該弁の 接続部であり、外気温の低下による微小な面圧の変化お よびパッキン劣化の微小要因の重畳により、重油の微少 漏えいが発生したものと推定される。 再発防止策:当該弁の接続部パッキンを交換し、漏えいが 発生しないことを確認する。接続部から漏えいが発生する 可能性をゼロにすることは困難であること、溶接タイプへの 変更は費用対効果が低いことから、防食テープや外装、保 温材の改善を行い、微小漏えいの段階で検知して必要な 対応を取ることとする。 ※:廃棄物処理系等で使用する蒸気を発生するためのボイラの燃料である重油を保管しているタンク。					軽微な事象であることから、上記の基準によりスクリーンアウトとする。		
由由え) W 安ま 原、O 多よ屚 再発可変温対 ※	はポンプ (A)の出口配管に設置されている弁付近から、重点が漏えいしていることを発見した(滴下量 1 滴/10 秒、漏点い量 約 0.6L)。このため、重油ポンプ(A)の運転を停止、漏えい箇所前後の弁を閉弁し隔離するとともに、油の設着マットを設置した。 安全評価:漏えいした重油は周囲に設置された堰内におさらっており、周辺環境、安全性への影響はない。 「国内に設計、施工、運転実績等に問題はなく、漏えいの明めな原因は確認されなかった。漏えい箇所は当該弁の設備があり、外気温の低下による微小な面圧の変化おいが外半ン劣化の微小要因の重畳により、重油の微少量が水ッキン劣化の微小要因の重畳により、漏えいが発生したものと推定される。 「発防止策:当該弁の接続部パッキンを交換し、漏えいが発生しないことを確認する。接続部から漏えいが発生する「能性をゼロにすることは困難であること、溶接タイプへの変更は費用対効果が低いことから、防食テープや外装、保証材の改善を行い、微小漏えいの段階で検知して必要な対応を取ることとする。	2020-12-15、屋外に設置されている 5 号機重油タンク*重 2021-01-06 自ポンプ (A)の出口配管に設置されている弁付近から、重 1 滴/10 秒、漏 にい量 約 0.6L)。このため、重油ポンプ(A)の運転を停止 派漏えい箇所前後の弁を閉弁し隔離するとともに、油の 20 を 2 で 2 で 2 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で	2021-01-06 事務局 国ポンプ (A)の出口配管に設置されている弁付近から、重 国が漏えいしていることを発見した(滴下量 1 滴/10 秒、漏 よい量 約 0.6L)。このため、重油ポンプ(A)の運転を停止 、漏えい箇所前後の弁を閉弁し隔離するとともに、油の 设着マットを設置した。 保全評価:漏えいした重油は周囲に設置された堰内におさ でっており、周辺環境、安全性への影響はない。 原因:設計、施工、運転実績等に問題はなく、漏えいの明 のかな原因は確認されなかった。漏えい箇所は当該弁の 接続部であり、外気温の低下による微小な面圧の変化お でびパッキン劣化の微小要因の重畳により、重油の微少 情えいが発生したものと推定される。 事発防止策:当該弁の接続部パッキンを交換し、漏えいが 発生しないことを確認する。接続部から漏えいが発生する 可能性をゼロにすることは困難であること、溶接タイプへの 変更は費用対効果が低いことから、防食テーブや外装、保 品材の改善を行い、微小漏えいの段階で検知して必要な 対応を取ることとする。 会:廃棄物処理系等で使用する蒸気を発生するためのボ	基準/2次 2021-01-06 事務局 ⑤ 事務局 ⑤ 事務局 ⑤ 事務局 ⑤ 事務局 ⑥ ● 本足情報 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	概要 ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②		

国内 2020-33 中央制御室外原 子炉停止盤の加 圧器圧力指示計 の不良に伴う運 転上の制限の逸 脱 更新日: 取引のでは、かられなかった。中央制御室外原子炉停止盤が正しく機能していないことから、保安規定の運転上の制限**3 東新日: 取引のでは、アルカンと判断された。 本体は、定期検査のの 本体は、定期検査のの 本体は、定期検査中の PWR プロスロールでは、中央制御室外原子炉停止盤が正して、中央制御室の加圧器圧力の 本体は、定期検査中の PWR プロスロールで、中央制御室外原子炉停止盤が正して、加圧器圧力指示値が通常値よりに、加圧器圧力指示値が通常値よりに保安規定の運転上の制限を通常である。当該指示計以外について、中央制御室外原子炉停止盤が正して、地域能していないことから、保安規定の運転上の制限**3 大の場合を対応であると考えられる まの偶条対値であると考えられる まの作は、定期を表していないと判断された。 まの作は、定期検査・ にはないと対象を表します。 まの作は、定期検査・ にはないと対象を表します。 まの作は、定期検査・ にはないと対象を表します。 まの作は、定期検査・ にはないとは、定期検査・ にはないとは、定期検査・ にはないとは、定用はないとは、をは、をは、をは、をは、をは、をは、をは、をは、をは、をは、をは、をは、をは	5 D 14 72 Aur ==	TO ALL	1 0.77			1 次スクリーニング
子炉停止盤の加 ド 1 調整運転中)において、中央制御室外原子炉停止盤*	^{持号}	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
12021-03-10	子炉停止盤の加 圧器圧力指示計 の不良に伴う運 転上の制限の逸 脱 更新日: 2021-03-10 NUCIA 通番: 13227M ユニット: 大飯発電所 4 号 機 発生日: 2021-02-08 登録区分:最終 登録区分:最終 予情とで不良が顕在化したものである。当該指示計と同形お。 び同種形式において、今回のように短期間に指示値に と関係と対策にないて、今回のように短期間に指示値に きなずれを生じる不具合経験は無いことから、当該指示計の機能が達成されている大態に の偶発域障と考えられる。 根本原因:当該肝力指示計の検査を行った結果 模擬入力信号に対し出力値が高めに指示されていたこから、指示計単体の不良と考えられる。 根本原因:当該指示計の検査を行った結果 模擬入力信号に対し出力値が高めに指示されていたこから、指示計単体の不良と考えられる。 のであり、取替え当初および毎日の巡視点検においても異常が無いことを確認しており、使用開始後 1 ヶ月程度で不良が顕在化したものである。当該指示計と同形お。 び同種形式において、今回のように短期間に指示値に きなずれを生じる不具合経験は無いことから、当該指示計の偶発故障と考えられる。 再発防止対策:当該圧力指示計を予備品に交換し、正常動作を確認した。 ※1: 中央制御室が使用できなくなった場合に、原子炉停止後の状態を維持、監視する装置 ※2: 16.25MPa(通常値:約15.4MPa) ※3: 保安規定第34条表34-7において、中央制御室が原子炉停止盤の加圧器圧力計が動作可能(期待されている機能が達成されている状態)であることが求められている機能が達成されている状態)であることが求められている機能が達成されている状態)であることが求められている機能が達成されている状態)であることが求められている機能が達成されている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められている状態)であることが求められなかった。中央制御室外原子停止盤のから、第25年 を見から、第25年 を見がしている状態)であることが求められている状態)であることが求められなかった。中央制定を対しませた。単常ないよりに対しませた。第25年 を見がしている状態を発力では、第25年 を見がしている状態としている状態としている状態としている状態としている状態としている状態としている状態としている状態としている状態としている状態としている状態としている状態としているにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるには	加压器在力模出器(4個)	補り	⑤ E情報	中央制御室外 加圧器 圧力指示計	本件は、定期検査中の PWR プラントにおいて、中央制御室外原子炉停止盤の加田器圧力指示計の指示値異常により、一時間に保安規定の運転上の制限を逸脱した事象である。当該指示計以外については異常が無く、指示計の予備品への交換により引定の時間内に復帰した。原因は当該指計計の偶発故障であると考えられることから、上記の基準によりスクリーニングアウトとする。

₩ 🗆	lil da	lor ar-	= AT	10 V	10			1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	i -	基準/2 次	IN	ES	処理結果
国内 2020-	蒸気発生器伝熱	2020-11-20、第 23 回定期点検中の 4 号機の 3 台ある蒸	2021-01-25	事務	局	6	-	_	本件は、PWR プラントの蒸気発生器(SG)
19R1	管の損傷につい	気発生器(SG)の伝熱管全数について、渦電流探傷試験			補足情	報			の伝熱管 4 本に摩耗減肉が確認された事
法令報告	て	(ECT)を実施した結果、A-SGの伝熱管1本及びC-SGの							例である。安全性に影響はない。原因は、
	更新日:	伝熱管 3 本について、管支持板部付近の外表面に減肉と		蒸気出口			-ж		伝熱管からはく離したスケールが伝熱管に
規制検査報	2021-01-26	みられる信号指示が認められた。 伝熱管内面には傷はな				1mm以下	管支持板 下端より約8m		再接触し、伝熱管振動により伝熱管表面が
<u>告(R2Q4)</u>	NULOIA BE	い。点検により、伝熱管から剥離したスケール及びスラッジ	(Ty	温	分分離器		-		摩耗したため。寄与因子は、当該プラントの
	NUCIA 通番: 13201T	以外の異物は確認されなかった。なお、前回(第 22 回)定 期点検では、当該伝熱管に有意な信号指示はなかった。			減的	33%	約4mm		SG は運転時間が長く、薬品洗浄していないのでスケールが多いことと、長期停止に
	132011	朔点快では、ヨ該伝統官に有息な信号指示はなかった。 							いのでスケールが多いこと、長朔停止に 伴いヒドラジン水で SG を満水にしていた影
	ユニット:	安全性評価:信号指示が確認された伝熱管は施栓するこ		ž	気水分離器	A-SC	3 伝熱管	減肉痕	響で、スケールがはく離しやすい環境にあ
	高浜発電所4号	とにより、A-SG の施栓率は 4.1%、B-SG は 4.0%、C-SG			合水入口	1mmPJF			一ったこと。既に原子力規制委員会で取り扱
	発生日:	は 3.8%となるが、安全解析施栓率(10%)と比べて十分低	P			対率 約7㎜	管支持板 下端より約1m	m	っていることから、上記の基準にてスクリー
	2020-11-20	い。また、減肉した伝熱管が、通常運転時及び事故時の管	15×	\sim		36%			ニングアウトとする。
		内外差圧により破断することはないと評価されている。さら		\sim		$\overline{}$	<u></u>		
	登録区分:中間	に、基準地震動による地震力等から算出される発生応力	·	伝熱管	;	C-SG	伝熱管減	肉痕-1	なお、規制検査報告(令和2年第4四半期)
		は、許容値に対して十分な裕度があり、減肉した伝熱管が					-ж		によると、本件は、スケールが伝熱管外面
		地震により損壊することがないことも確認されている。				約1mm	√ 管支持板 下端より約8m		<u>に摩耗減肉をもたらすことは合理的に予測</u> 可能であったことから、パフォーマンス劣化
		減肉推定原因: 伝熱管からはく離した稠密スケールが伝熱	A-SG1本	管支持	減 減 減 減 減 減 減 減 減 減 減 減 減 減 減 減 減 減 減		~ 約2mm		□ R Cのつにことから、ハフォーマン人务化 に該当し、最大深さの減肉を有する C-SG
		管と再接触し、伝熱管振動により外表面が摩耗したため。	C-SG3本		利	25%			CI CI CI CI CI CI CI CI
		 稠密スケール生成機構:2 次系から給水とともに持ち込ま		\mathbf{Y}		C-SG	伝熱管減	肉痕-2	
		れる鉄イオン(高温ほど溶解度が小さい)が伝熱管下部で		 b		0 00	A A	VIVIL 2	できており、深刻度評価においては考慮す
		マグネタイトとして析出し、伝熱管外表面に稠密な薄いスケ		────────────────────────────────────	-	1mm以下 ↑	\rightarrow		べき問題点は確認されず、具体的な再発防
		一ルとして付着。伝熱管上部では、給水中の鉄微粒子が		₩-水室	视以	対率 3 2 %	約6mm		止対策も実施されていることから、「緑/SL
		蒸発残済として堆積、粗密で厚いスケールが形成される。	\(\bar{\pi} \)		令却材出口		\searrow		Ⅳ(通知なし)」と判定されている。
			一次冷却材入	└□ 仕切板		C-SG	伝熱管減	肉痕-3	
		スケールはく離機構:プラント起動時に SG 伝熱管が熱膨	网 /二劫体/5	= ロ +ヒニ ゲ	5 FIC ()	E)、減肉痕位置と減肉率			
		張し、スケールに割れが生じる。運転中に割れに新たなストールが付着。停止時に伝熱管が熱収縮するが、スケー				· 减肉银过值 ata/000340		半(石)	
		ケールが下着。 F正時に伝統官が熱収縮するが、スケー ルは追従できずはく離しやすい。			.,, -, 1			_	
			表 ブ	ラントごとの	り鉄持込	み量と薬品	洗浄実績	Į	
		寄与因子:①高浜 3/4 号とも SG の運転時間が長く、SG に	高海	63 高浜4	大飯3	大飯4 美浜	3 高浜1	高浜2	
		持ち込まれた鉄積算量が多く、薬品洗浄によるスケール除	運転制 (万時間) 22.	3 22.2	17. 0	17. 2 9. 0	10. 9	12. 5	
		去も未実施。②2011 年からの長期停止中は、SG 内をヒド	鉄持込み量 26	20 2,490	1, 850	1,950 780	680	940	
		ラジン水で満たしていたので、その還元作用でスケールの	(kg) ^{2,6} 薬品洗浄	2, 100		-	-		
		鉄が溶解、再析出を繰り返し、粒径が成長(浸漬試験で再	実績回数		2 💷	1回			
		現済)。粒径が大きいと、はく離しやすい。	(万時間)	- -	16.1	16. 2	_	_	
		再発防止策:スケール全体の脆弱化を図るため、SG 器内	(万曜寸 削)		17.0 (第18回)	(第16回)			
		の薬品洗浄を行う。	https:	://www.nsi		ata/000340	847.pdf		

亚口	lu ta	407 785	双谷口	4D 3V		1	次スクリーニング	
番号 件名	ď		党領日	担当	基準/2次	INES	処理結果	
リアのプリス内に製 た煙感知 置方法の NUCIA 13280M ユニット: 玄海第3、4 発生日: 2021-05- 登録区分 2020Q4	ンポけ器不 通 ・カ号 19 中 原報チッらの備 番 ・発機 間 子告 エクれ設 : 電 電 カ書	概要 火災防護チーム検査の現場確認において、玄海原子力発電所3、4号機の海水管トレンチエリア内にある海水ポンプの高圧動カケーブル敷設用の全てのプルボックス※1(3 号機 19 箇所、4 号機 32 箇所)内の煙感知器が壁面に取り付けられていたことが確認された。工事計画認可申請において、煙感知器設置方法は「消防法に基づき設置する」こととしており、45 度以上傾斜させないよう設置すべきところ90 度傾斜して設置されていたことは「技術基準」第 11 条(火災による損傷の防止)第 2 号に適合していないと言える。 安全評価(検査報告書):火災の確実な早期感知ができないおそれがあることは「拡大防止・影響緩和」の監視領域の「外的要因に対する防護」の目的に悪影響を及ぼすことから、検査指摘事項に該当する。ブルボックス内には光ファイバケーブル熱感知器も併設されており、安全停止に必要な設備を保護するためのシステムの機能に悪影響を及ぼすことはないことから安全重要度は緑、改善措置活動にて審議中であり適切な是正を行うとのことから深刻度 SLIV(通知なし)と判定された。 原因:事業者は、煙感知器メーカから当該設置方法でも感知可能である旨の見解を得ていたことから、消防法に基者自らが予防措置を講ずることが可能であったことからパフォーマンス劣化とされた。 是正措置:煙感知器を、45 度以上傾斜させない適切な箇所に設置する。	※1:プルボックーブルの敷設を箱のこと。	スとは、電線 ヤマタ にするため アンルボ	⑤ 情報 ウケーブルを分叫 めに設置する針	INES ー	I	

平口	III. A7	4917 7775	平位 口	+0 1/		1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
国内 2020-36	不ル災の NUCIA 13286M 13286M 1 13286M 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	伊方発電所 3 号機及び川内発電所 2 号機の不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策に係る検査指摘事項 (2020Q2 規制検査報告書)の水平展開として、高浜発電所の火災防護対象ケーブルを調査した結果、高浜発電所 3 号機にて9火災区画52箇所、4号機では9火災区画53箇所に、ケーブルが露出している部分(露出ケーブル)が確認された ^{※1} 。対象機器は3号機及び4号機共、A、B電動補助給水ポンプ、A、B格納容器外制御用空気圧縮機、	2021-06-03 ※1:火災影響 系など原子恒3	事務局 補足 軽減対策として を停止し維持す ついては、各系 ようにしなけれ 対象機器のケー 1時間耐火隔壁 る等)、多重化し	⑤ 情報 、安全保護系やるために必要な 、統のケーブルがならない。 ーブルを、系統を で包んだ系統している機能が	ウ原子炉停止 は機器(火災防が耐火隔壁等 ごとに耐火隔 専用のケーブ 火災によって	処理結果 本件は、伊方発電所及び川内発電所の検査指摘事項の水平展開において、ケーブルの火災影響軽減対策の不備が見つかった事例である。原因は改造工事の調達出いの表とし。規制検査によりパフォーマンス劣化とされた。原子炉起動前までに是正措が実施されており、安全重要度は緑、深刻度は SL IV(通知なし)と判定されたことから、上記の基準によりスクリーニングアウトとする。

亚口	I# #7	401 745	双丛口	1 0.1/		1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
国内 2020-37	ル敷設による火 災影響軽減対策 の不備 NUCIA 通番: 13288M ユニット: 大飯発電所 3、4 号 発生日: 2021-05-19 登録区分:最終 2020Q4 原子力	D 原子炉補機冷却水ポンプ、安全系ケーブルAトレン(低圧、制御、計装)、安全系ケーブル Bトレン(低圧、制御)及び 4 号機の A. B 制御用空気圧縮機、C. D 原子炉補機冷	系など原子炉を	停止し維持すっては、各系ようにしなけれる。 系や原子炉停息な機器(火災防息に耐火隔壁等って同時に損な が、統専用の1時に	⑤ 情報 、安全保護系なるために必ずルではならない。 上系など原子炉で分離し、多重われないように間耐火隔壁でき	ウ原子炉停止 機器(火災時が耐火隔壁等 を停止し維持 ついて、ケー 化している機 する処置。具 型んだケーブル	本件は、伊方発電所及び川内発電所の検査指摘事項の水平展開において、ケーブルの火災影響軽減対策の不備が見つかった事例である。原因は改造工事の調達要求および詳細設計におけるケーブル露出部の見落とし。規制検査によりパフォーマンス劣化された。すでには緑、深刻度はSLIV(通知なし)と判定されたことから、上記の基準によりスクリーニングアウトとする。

₩.□	IIL 19	柳正西		岛領口 切出	1 次スクリーニング				
番号	件名 		受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果		
番号 国内 2020-38	ポストにおける空 気中の粒子状放 射性物質の試料	機割 規制庁チーム検査において、浦底モニタリングポストにおける空気中の粒子状放射性物質の試料採取が、平成25年度以降、局舎※1内に設置されている可搬型ダストサンプラにより、局舎内の空気を吸引してダスト接取をしていることが確認された。外気を直接吸引していないことから、モニタリングポスト周辺環境のダストを適切に採取できているはいえず、「平常時の環境放射線モニタリング」を満足していない。安全評価(検査報告書):「公衆に対する放射線安全」の監視領域の目的に悪影響を及ぼしており、検査指摘事項に該当する。当該事象は合理的に予測可能であり、予防措置を講ずることが可能であるため、パフォーマンス劣化に該当する。安全重要度は緑、「原子力安全への実質的な影響」「規制活動への影響」「意図的な不正行為」の要素を引きされていないことから深刻度は SL IV(通知なし)と判定された。原因(NUCIA 情報):平成25年度に採取方法を変更した際、環境放射線モニタリング指針が参照している文部科学省放射能測定法シリーズの確認を怠った。寄与因子(NUCIA 情報):採取方法の変更は所内の審議会議に諮らない事項であった。また、当該モニタリングポストが発電所構外にあることから、担当者以外の者が現場確認を行っていなかった。 是正措置:局舎外の空気を直接吸引してダスト採取するよう変更する。 再発防止策(NUCIA 情報):所内の審議に諮らない運用等言を行うための会議体を立ち上げる。力量管理取扱書に教訓を追加し教育を行う。	※1:図局舎	の例(当該モ A S://www.city.ts	基準/2次 ⑤ L情報 ニタリングポスト Suruga.lg.jp/reli /syuuhenn hou	ー ではありませ ef-	本件は、規制庁チーム検査において、モニタリングポストにおける環境中の粒子状放射性物質の試料採取方法に不備が見つかった事例である。原因は環境放射線モニタリング指針の確認を怠ったこと。規制検査によりパフォーマンス劣化とされた。事業者の再発防止対策等も示されており、安全重要度は緑、深刻度は SL IV(通知なし)と判定されたことから、上記の基準によりスクリーニングアウトとする。		

番号	件名	HIT (FE)	平台口	担当			1 次スクリーニング
金 号	14名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
国内 2020-39	-	3 号機の管理区域に入域する際、警報付きデジタル線量	2021-06-03	事務局	5	_	本件は、管理区域に入域する際に線量計
		計(ADD)ゲートを通過せず入域した事象が、2020 年 4 月		補足	!情報		□ ゲートを通過せず入域した事象が頻発して
		から2021 年 1 月までに 57 件発生しており、是正措置を講 じた2020 年 8 月以降も2021 年 1 月までに 27 件発生し					↑おり、是正措置を講じた以降も続いていたこ ・とが規制庁検査官により確認された事例で
	予 過 切 な 官 理 の 多 発 に つ い て	した 2020 年 8 月以降も 2021 年 1 月まぐに 27 件完生し ていたことを規制庁検査官が確認した。事業者は、本事象					ある。原因は、線量計ゲート未通過に対す
		ていたことを税制力 検査自か確認した。事業有は、本事家 について状態報告を起票しておらず改善措置活動等で再					る是正措置が入域方法の周知に留まり、設
	NUCIA 通番:	発を防止するための是正処置について審議されない等、					備的な改善が行われなかったこと。規制検
	13285M	組織的な改善が行われない状態が継続していた。これは					査によりパフォーマンス劣化とされた。安全
	ユニット:	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な					重要度は緑、深刻度は SL IV(通知なし)と
	美浜発電所 3 号	体制の基準に関する規則第 47 条、第 49 条、第 50 条及					判定されたことから、上記の基準によりスク
	機	び第52条並びに保安規定第3条に規定する不適合管理、					リーニングアウトとする。
	発生日:	是正処置等を満足していない。					
	2021-05-19	 安全評価(検査報告書):事業者の自律的な改善活動の基					
	桑科尼八 目纷	本となる改善措置活動の一部が適切に行われておらず、					
	登録区分:最終	原子力安全上さらに重大な問題をもたらす可能性があるこ					
		とから検査指摘事項に該当する。従業員は ADD を着用					
	規制検査報告書	し、過度の被ばく及びその可能性も無く、深刻度評価にお					
		いても考慮すべき問題点は確認されなかったことから、安					
		全重要度は緑、深刻度評価は SL IV(通知なし)と判定され					
		た。					
		原因(NUCIA):原因は、線量計ゲート未通過に対する是					
		正措置が入域方法の周知に留まり、設備的な改善が行わ					
		れなかったこと。本事象が再発することは合理的に予測可					
		能であることからパフォーマンス劣化である。					
		 再発防止策:一方通行ゲートを設置し、誤ったルートからの					
		立ち入りを防止する。気付き事項について速やかに状態報					
		告を起票するよう周知を徹底する。					

	WALL	10 M			1 次スクリーニング
番号 件名 概要	文領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
第2020-40 高浜発電所A廃 棄物庫における 不適切な放射性 廃棄物の収容による管理区域境界の線量率(目安値) 超過 NUCIA 通番: 13287M ユニット:高浜発電所 発生日: 2021-02-16 登録区分: 最終 2020-46 原子の影響は無く、変全重要は結構が変したところ、管理区域の設定基準の目安値) 超過 NUCIA 通番: 13287M ユニット:高浜発電所 発生日: 2021-02-16 登録区分: 最終 2020Q4 原子力規制検査報告書) に対する放射線安全の監視領域の目的に悪影響を 2021-02-16 登録区分: 最終 2020Q4 原子力規制検査報告書 第1000円 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1			基準/2次 ⑤ 定情報	INES —	1

	III E					1	次スクリーニング
番号	件名	概要	受領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
国内 2021-01	原子炉容器上蓋 の温度計引出管	20210-03-25、高浜発電所 4 号機(PWR、定期検査中モード 5)において、一次冷却材系統の漏えい検査のため系統圧力を 2.75MPa に加圧したところ、原子炉容器上蓋の原子炉容器内温度計の引出管の接続部外表面にわずかな水のにじみ(幅約 2cm、長さ約 0.5cm)が確認された。安全評価:環境への放射能の漏えいは無い。原因: 当該接続部の分解点検の結果、接続部のシート面およびパッキンに傷や変形、異物の付着等が無かったことから、パッキンのなじみ具合によってパッキンの効きが若干弱くなった偶発事象と考えられる。再発防止策: 当該接続部のパッキンを取り替えて漏えい確認を行い、問題が無いことを確認した。	2021-04-07 原 原 ボルルが発生 シート面 フランジ ・・・・ NUCIA1284 の添付資料	事務局補足子が容器と変換を表現しています。	情報 発生箇所 温度計引出 (2分解点検結果) 引出等ウラ形、に偏等や変形 に偏等や変形 は、カープを (3)フランジ (4)養生テープを コラム 約53mm	を 支持	処理結果 本件は、定期検査の PWR において、一次 冷却材系統の漏えい検査のための加圧に よって、原子炉容器上蓋の原子炉容器内温度計の引出管の接続部に冷却水のわずかなにじみが発生した事象である。環境への放射能の漏えいは無い。原因は、当該接続部のパッキンのなじみ具合が悪かったもの(偶発事象)と考えられる。 漏えい検査において発見できたにじみであり、軽微な事象であることから、上記の基準によりスクリーニングアウトとする。

w D	III Pa	Ann are		10 V		1	次スクリーニング
音号 一	件名	(大)	文領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
プリの かまる 更 202 NU 132 ユニ 美 202	に伴う運転上 制限の逸脱お び復帰 新日:)21-05-31 JCIA 通番: 3241M ニット: 浜発電所 3 号 生日:)21-04-12	安全評価: 別回線の 275kV 送電線 ^{※3} から受電しており、プラントに影響はない。 原因: 他社 ^{※4} の 77kV 送電線の一部で地絡が発生したことによるもの。 是正措置: 送電線が復旧、予備変圧器に異常がないことを確認した後に予備変圧器のしゃ断器を投入し、当日 11:00に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰した [※]	※1: 過大な電 護するために個 ※2: 外部電源回線以上は他の たは開閉所が れている。 ※3:独立性を ※4:丹波線、 配線エ事中に	が安全装置が 第 2 回線以上が の回線に対して 車系しないことの 会有していない ・ 北陸電力敦が グレーン車が に対していない	① 情報 の異常から予備動作したこと示う動作可能である 送電線上流に 独立しているこ 回線 変電所へ接続。 誤って送電線に	INES ー 請変圧器を保す警報。 ること、かつ1ある変電所ました)が求めら ・敦賀市内で 接近し地絡	
登		5。 再発防止策:なし。		2007 - 340 - 0	NI 1 WIEI10 OV		

W []	lil to	ing are	E AT	10 M		1	次スクリーニング
番号	件名 		党 領日	担当	基準/2次	INES	処理結果
番号	プに伴う運転上 の制限の逸脱お よび復帰 更新日: 2021-05-31 NUCIA 通番: 13256M ユニット: 美浜発電所 3 号	概要 2021-04-28、美浜発電所 3 号機(PWR、第 25 回定期検査中)において、77kV 受電保護リレー動作の警報*1 が発信し、予備変圧器のしゃ断器が開放した。このことにより、予備変圧器を経由した外部からの受電ができない状態となったため、6:30 に保安規定の運転上の制限の逸脱*2 と判断した。 安全評価: 別回線の 275kV 送電線*3 から受電しており、プラントに影響はない。 原因: 他社*4 の 77kV 送電線の一部で停電が発生したことによるもの。 是正措置: 送電線が復旧、予備変圧器に異常がないことを	※1: 過大な電 護するために個 ※2: 外部電源 回線以上は他 たは開閉所がれている。 ※3:独立性を ※4:丹波線、	がく安全装置が 第2回線以上が の回線に対して 重系しないことの ・有していない ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	① 情報 の異常から予備 動作したこと示 動作可能である 送電線上流に (独立しているこ) 回線	INES - 変圧器を保す警報。 ること、かつ 1 ある変電所ました。) が求めら	
	発生日: 2021-04-28 登録区分:最終	確認した後に予備変圧器のしゃ断器を投入し、当日 11:00 に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰した*5。 再発防止策:なし。	※5:保安規定				

<技術情報検討会資料>

技術情報検討会は、新知見のふるい分けや作業担当課の特定を目的とした事務的な会議体であり、その資料及び議事録は原子力規制委員会の判断を示すものではありません。

調査中案件の状況(案)

参考資料 47-1

令和3年7月8日 原子力規制企画課 技術基盤課

			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
案件	内容	調査中の関係課	備考
デジタル I&C に	デジタルI&Cに係る規制要求の考え方	技術基盤 G、	・実用炉審査部門は、国内事業者、メーカーに対してデジタ
係る国内外の規	等に関する国外の動向、国内における適用状	原子力規制企画課、	ルI&Cの安全設計に係る考え方の調査を実施。技術基盤
制動向等の調査	況等について調査を実施。	実用炉審査部門	G は、外国のデジタル I & C に係る規制状況の調査を継続
を踏まえた対応	その調査の結果、規制に反映すべき事項が		中。
	あるかどうかを含め、今後の取組方針を検		・電磁的障害に関し、電磁両立性(EMC)に係る国内外の
	討。		規制動向について調査中。調査結果を第 44 回技術情報検
			討会において報告した。
			・EMC等の電磁的障害防止対策に関する検討に向けて、国
			内外の規制動向等の調査を継続中。

参考資料 4 7 - 2

技術基準・制度への反映に向けた進捗状況(案)

令和3年7月8日 原子力規制企画課 技術基盤課

	→ /.1	I . who	11 - NIC 1 H - V +	7/	M. da water that	1人 州 荃 盆 味
	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
基	電源系統の	背景: 2012年1月30日、米国のByron2	技術基盤課	• 設置許可基準規則解	H26.7.9(実炉、研炉)	・施行時は新規制基準
準	一相開放に	号機において、一相開放事象後に原子炉が		釈(実用・研開炉・再	(決定、施行)	適合性審査に係る申請
	対する規制	停止した。この原子炉の停止は、外部から		処理)	H26.10.29(再処理)	プラントが全て審査中
	取入れ	施設内に供給している電圧が不安定であ		• 技術基準規則解釈(実	(決定、施行)	であったことから、経過
		ったことによるものだった。しかし、この		用・研開炉)	※経過措置無し	措置を設定せず。
		プラントは、外部電源を自動で切り離し、				全ての発電用原子炉
		非常用電源に切り替える設計がなされて				施設に基準適合が要求
		いなかった。米国の97の原子炉におい				され、適合していなけれ
		て、今回と同様に一相開放 (OPC) を検出で				ば稼働を認めない
		きないことがわかった。				・施行時には OPC を検知
						できる設備がないこと
		規制委員会の対応: この状況は日本で発				から運転管理で措置。設
		生する可能性があるため、送電線から直接				備の開発動向を引き続
		接続された変圧器において OPC を検出し、				きフォロー。
		故障回路を隔離または自動か手動で緊急				・R1. 5. 29 と R1. 11. 14、
		母線の電源供給を切り換える対策を求め				事業者から国内 OPC 自
		ることとしたもの。				動検知システムの開発
						状況等について説明が
						あった。
						・事業者からの説明を
						受け、国内原子力発電所
						等での OPC 対応状況と
						今後の導入計画につき、
						技術情報検討会

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
						(R2. 2. 26)、炉安審燃安
						審(R2.6.5)、規制委員会
						(R2.5.27) に報告し、事
						業者の対応状況と計画
						を公開会合 (R2.8.5) に
						おいて確認し、その結果
						を第 42 回技術情報検討
						会(R2.8.19)において報
						告した。
基	有毒ガス防	背景: 米国では、原子力発電所内で有毒	技術基盤課	・設置許可基準規則(実	H29.4.5 (決定)	・対策工事は停止中し
準	護の規制取	ガスが発生し警戒態勢等がとられる事態		用・研開炉・再処理)	H29.5.1 (公布·施行)	か行うことができない
	入れ	となった事例があることを受け、平成24年		・技術基準規則(実用・		ことから経過措置を設
		に、米国原子力規制委員会から有毒ガス発		研開炉)	※施行から 2 年以降	定。
		生事象に係る Information Notice が発出		再処理性能技術基準	に最初の定期検査が	・稼働していない施設
		された。		規則	終了するとき又は運	については経過措置に
		我が国においても、旧原子力安全・保安院		再処理設工認技術基	転を開始するときま	て基準適合を求めない。
		が有毒化学物質の漏えいにより発生する		準規則	で経過措置期間を設	・工認後でなければ工
		有毒ガスについて検討を行っていたが、東		· 設置許可基準規則解	定	事を行うことを認めな
		日本大震災により検討が中断し、現行の基		釈(実用・研開炉・再		V 'o
		準においても有毒ガスの防護に関する具		処理)		・行政指導により施行
		体的な要求内容は明確ではなかった。		• 技術基準規則解釈(実		日から3月後までに予
				用・研開炉)		期せぬ有毒ガスに対処
		規制委員会の対応: これらを踏まえ、原		· SA 技術的能力審査基		するために設備の配備
		子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊		準(実用・研開炉・再		を要求(手順、体制含
		急時対策所の指示要員並びに重大事故等		処理)		む)。
		対処上特に重要な操作を行う要員が、有毒		保安規定の審査基準		
		ガスが発生した場合でも必要な操作を行		(実用・研開炉・再処		
		えるよう、吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガ		理)		
		ス防護判断基準値以下とするために必要		・有毒ガス防護に係る		

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
		な設備の設置等を求めることとしたもの。		影響評価ガイドの制		
				定(実用炉)		
基	HEAF の規制	背景: 2000年代初頭から米国 NRC で	技術基盤課	·技術基準規則(実用	H29.7.19 (決定)	・対策工事は停止中し
準	取り入れ	HEAF 事象の事例分析が取り組まれ、20		炉)	H29.8.8 (公布・施行)	か行うことができない
		O 9年には OECD/NEA においても HEAF 事		• 再処理設工認技術基	※施行から 2 年以降	ことから経過措置を設
		象に係るワーキングが設置された。HEAF事		準規則	に、最初の定期検査	定。
		象は、原子力安全規制の観点でその影響評		• 技術基準規則解釈(実	が終了するときまで	・稼働していない施設
		価手法の整備が必要であることが国際的		用炉)	(既設の施設にあっ	については経過措置に
		に注目された。		・高エネルギーアーク	ては、非常用 DG に接	て基準適合を求めない。
		また、国内においても、これまでに火災を		損傷 (HEAF) に係る電	続される電気盤以外	・工認後でなければ工
		伴う HEAF が発生しており、これによって		気盤の設計に関する	の電気盤) 経過措置	事を行うことを認めな
		当該機器の損壊等がより拡大する可能性		審査ガイドの制定(実	期間を設定	V ′₀
		があることから、原子力規制庁は HEAF の		用炉)	※施行から 4 年以降	・本件は電源の信頼性
		現象解明に係る安全研究を実施し、アーク			に、最初の定期検査	向上に係るものであり
		火災の発生防止に係る知見が得られた。			が終了するときまで	=,
					(既存施設の非常用	ないことから暫定措置
		規制委員会の対応: これを受け、対象電			DG に接続される電気	を要求しない。
		気盤において、アーク放電による爆発の影			盤)経過措置期間を	
		響を減少させるとともに、アーク火災が発			設定	
		生しないように、アークエネルギーを素早			※施行日以降に運転	
		く遮断する遮断器を適用することを求め			を開始するときまで	
		ることとしたもの。			(建設中施設) 経過	
					措置期間を設定	
基	燃料被覆管	背景: これまで燃料被覆管に対して地震	実用炉審査	•設置許可基準規則(実	, ,	・実用炉施設に基準適
準	耐震要求等	時の要求事項は、「崩壊熱の除去可能な形	部門	用・試験炉)	H29.9.11(公布/施	合を要求し、適合してい
		状を保つこと」としていたが、新規制基準		•技術基準規則(実用	行)	なければ稼働を認めな
		の施行により、基準地震動が大きくなった		炉)	※実用炉の耐震要求	-
		ことを踏まえ、地震時の燃料被覆管の閉じ		• 設置許可基準規則解	について	工事を要しないもの
		込め機能の維持評価をより精緻化する必		釈(実用・試験炉)	H31.9.30(施行後 2	の事業者の解析に要す

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
		要があった。		·技術基準規則解釈(実	年)まで経過措置期	る期間及び手続き期間
				用炉)	間を設定	を考慮して全ての実用
		規制委員会の対応: これを踏まえ、通常				炉に経過措置を設定。
		運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、				・事業者(実用炉)から
		基準地震動Ssの地震が発生した場合でも、				大凡、耐震性能が確保さ
		燃料被覆管の閉じ込め機能が維持できる				れていることを確認済。
		ことを求めることとしたもの。				
基	耐震設計に	背景: 地震時又は地震後の動的機器の機	実用炉審査	·技術基準規則解釈(実	H29.11.15(決定、施	・発電用原子炉施設に
準	おける動的	能要求の適合性審査においては、地震応答	部門	用・研開炉)	行)	基準適合を要求し、適合
	機能維持設	解析結果が、原子力発電所耐震設計技術指		・耐震設計に係る工認	※H30.11.30(施行後	していなければ稼働を
	計手法	針(以下「JEAG4601」という。)に適合して		審査ガイド (実用炉)	1年)まで経過措置期	認めない。
		いる必要がある。しかし、大飯3・4号機			間を設定	・工事を要しないもの
		の工事計画の審査において、JEAG4601 に規				の工認図書の変更に要
		定されていない特別な評価方法が確認さ				する期間及び手続き期
		れた。				間を考慮して全ての発
						電炉に経過措置を設定。
		規制委員会の対応:これを踏まえ、上記場				・事業者から改正前の
		合における詳細な検討方法として、既往の				設計手法でも大凡求め
		研究等を参考に要因分析を実施し、評価基				られる機能が維持され
		準値を超えていないことを求めることと				ていることを確認済。
		したもの。				
基	降下火砕物	背景: 美浜発電所3号機の審査書案に対	技術基盤課	・実用炉規則	H29.11.29 (決定)	・実用炉施設に基準適
準	評価手法の	する意見募集において、セントヘレンズ山		・保安規定の審査基準	H29. 12. 14(公布/施	合を要求し、適合してい
	規制取り入	の噴火における火山灰濃度を用いたディ		(実用炉)	行)	なければ稼働を認めな
	れ	ーゼル発電機の吸気フィルタへの影響に		・廃止措置段階におけ	※H30.12.31(施行後	V ′₀
		関する意見があり、事業者にこの評価結果		る保安規定の審査基	1年)まで経過措置期	・必要な保安措置の体
		を報告させた。		準 (実用炉)	間を設定	制整備に要する期間及
		さらに、電力中央研究所の研究報告を踏		・原子力発電所の火山		び保安規定の変更認可
		まえ、各発電所敷地において想定される気		影響評価ガイド		に要する期間を考慮し

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
		中降下火砕物濃度の程度について報告を				て稼働中の実用炉に経
		求めた。				過措置を設定。
		規制委員会は、降下火砕物に関する最新	核燃料施設	検討中	未定	・核燃料施設等に関し
		知見を収集・分析しその影響を検討するた	審査部門			ては、施設ごとの特徴を
		めの検討チームを設置した。				踏まえて審査を行って
			研究炉等審			いるところであり、今後
		規制委員会の対応: これらを踏まえ、万	查部門			必要があれば基準等を
		一の火山活動時に原子炉停止や冷却の操				整備していく。
		作を行えるよう、以下の対策を求めること				
		としたもの。				
		1) 非常用交流動力電源設備の機能を維持				
		するための対策				
		2) 代替電源設備その他の炉心を冷却する				
		ために必要な設備の機能を維持するため				
		の対策				
		3)交流動力電源喪失時に炉心の著しい損				
		傷を防止するための対策に係る体制整備				
基	貯蔵・輸送兼	背景: 平成 28 年 10 月 5 日の原子力規制	基盤 Gr	(基準側)	H31.3.13 (決定)	・H31.3.13 原子力規制
準	用乾式キャ	委員会にて、原子力発電所内における使	技術基盤課	•設置許可基準規則(実	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	委員会にて、意見募集等
/	スク規制の	用済燃料の貯蔵に関して、輸送上の厳しい	原子力規制	用炉)	行)	を踏まえて兼用キャス
制	考え方	要件も満たしている輸送・貯蔵兼用乾式キ	企画課	・技術基準規則(実用	※経過措置無し	クに係る規則改正案等
度		ャスク(以下「兼用キャスク」という。)を		炉)		が決定。
		用いる場合には、耐震性等の基準について		・(新設)兼用キャスク		・既存の発電用原子炉
		見直すよう指示があった。		告示		施設は、いずれも、改正
				• 設置許可基準規則解		後の規定に適合してい
		規制委員会の対応: 兼用キャスク貯蔵施		釈(実用炉)		ると認められることか
		設用のサイトによらない地震力の設定等		•技術基準規則解釈(実		ら、経過措置は設定せ
		の検討のため、兼用キャスク貯蔵に関する		用炉)		ず。
		検討チームを設置し、この規制要求化に関		・(新設)兼用キャスク		・現にキャスクを設置

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
		する議論を進めた。		ガイド		している東海第二につ
		当該検討チーム及びその後の原子力規制		(型式側)		いては、キャスクからの
		委員会における議論を踏まえ、兼用キャス		・実用炉規則		中性子の寄与が敷地境
		クによる原子力発電所内貯蔵に係る技術		・許可手続ガイド		界線量に与える影響に
		的な規制基準等の策定に加え、サイトに依		・工認手続ガイド		ついて説明を求めるこ
		存しない基準に適合する兼用キャスクを		・型式運用ガイド		ととなった。
		特定機器に追加するよう型式制度を見直	原子力規制			・公布後のH31.4.4に日
		すこととしたもの。	企画課			本原電と面談を実施し、
			実用炉監視			実測値等を用いた評価
			部門			を実施し、結果を説明す
			実用炉審査			るよう求めた。
			部門			・H31.4.23、上記の求め
						に応じて、日本原電か
						ら、敷地境界で評価した
						キャスクからの中性子
						が寄与する線量は、
						3.8 μ Sv/年であり、実測
						に基づく中性子線量の
						推定値 (26.7 μ Sv/年) を
						大幅に下回るレベルで
						あるとの評価結果が示
					,,,	された。
基	柏崎刈羽原	背景: 規制委員会は、東京電力柏崎刈羽	実用炉審査	•設置許可基準規則(実	H29.11.29 (決定)	・実用炉施設に基準適
準	子力発電所	原子力発電所 6・7 号炉の審査経験から得	部門	用炉)	H29. 12. 14(公布/施	合を要求し、適合してい
	6・7 号炉の	られた技術知見を規制に取り入れること		・技術基準規則(実用	行)	なければ稼働を認めな
	審査知見を	を決定した。		炉)	※施行目前に既に新	ŭ .
	踏まえた基			• 設置許可基準規則解	規制基準適合性に係	
	準改正	規制委員会の対応:規制委員会は、事業		釈 (実用炉)	る工事計画認可を受	
		者が以下の対策を実施することとするた		·技術基準規則解釈(実	けた施設については	きを要することから経

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
		めの新規制基準を改正した。		用炉)	H31.1.1(施行後1年)	過措置を設定
		・炉心の著しい損傷が発生した場合におけ		・SA 技術的能力審査基	以降の最初の定期検	・本件に係る新たな工
		る原子炉格納容器の過圧による破損を		準 (実用炉)	査が終了するときま	事は要しない
		防止するために必要な設備として、原子		・有効性評価ガイド(実	で経過措置期間を設	
		炉格納容器バウンダリを維持しながら		用炉)	定	
		原子炉格納容器の圧力及び温度を低下	核燃料施設	検討中	未定	・核燃料施設等に関し
		させる代替冷却循環設備の設置	審査部門			ては、施設ごとの特徴を
		・使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気に				踏まえて審査を行って
		よる悪影響を防止するための対策	研究炉等審			いるところであり、今後
		・原子炉制御室の運転員を適切に防護する	查部門			必要があれば基準等を
		ために必要な設備としてブローアウト				整備していく。
		パネルを閉止する等の対策				
基	溢水による	背景: 平成28年11月に福島第二原子	規制企画課	·設置許可基準規則(実	H30. 1. 24(決定)	・発電用原子炉施設に
準	放射性物質	力発電所1号機から4号機の使用済燃料		用・研開・試験炉)	H30.2.20 (公布/施	基準適合を要求し、適合
	を含んだ液	貯蔵槽において、地震に伴う水面の揺動		・技術基準規則(実用・	行)	していなければ稼働を
	体の管理区	(以下「スロッシング」 という。) による溢		研開炉)	※H31.2(施行後1年)	認めない。
	域外漏えい	水事象が発生し、排気ダクトに流入した放		・設工認技術基準規則	まで経過措置期間を	・基準に適合するため
	防止基準	射性物質を含む水が、ダクトに設けた止水		(試験炉)	設定	の工事や申請手続きに
		設備を越えて非管理区域に向かって流れ		•性能技術基準規則(試		係る経過措置期間を設
		出す事象が発生した。		験炉)		定。
				・設置許可基準規則解		・施行時に着手してい
		規制委員会の対応: これを受け、配管、		釈(実用・研開・試験		る工事は継続を妨げな
		容器や使用済燃料貯蔵槽から管理区域外		炉)		V \₀
		へ放射性物質を含む液体の漏えい防止対		•技術基準規則解釈(実		
		策を求めることとしたもの。		用・研開炉)		
基	重大事故等	背景: 新規制基準のうち特定重大事故等	実用炉審査	• 技術基準規則(実用	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・公布後ただちに施行。
準	クラス1設	対処施設に係る要求事項については、新規	部門	炉)	H30.2.2 (公布/施	・経過措置を設定せず。
	備の構造及	制基準施行後に新たに施設される設備の			行)	
	び強度に係	みを想定した規定ぶりとなっていたが、審				

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
	る要求の見	査においては、新規制基準施行前に既に施				
	直し	設された設計基準事故対処設備も含めて				
		特定重大事故等に対処することには技術				
		的に合理性があると認めてきた。				
		規制委員会の対応: これを受け、特定重				
		大事故等時において既設の設備に重大事				
		故等クラス1機器等に期待される機能が				
		維持されるに足る構造及び強度がある場				
		合は、既設の設備を重大事故等クラス1機				
		器等として扱えることを明確にするもの。				
基	気象庁が示	背景: 気象庁が2016年4月より既存の	技術基盤課	・竜巻影響評価ガイド	H30.11.28 (決定/公	・H30.4.18 原子力規制
準	す竜巻の評	F スケールを見直した日本版改良藤田	地震・津波		布/施行)	委員会にて、「気象庁が
	価手法の変	(JFE) スケールを策定したことを受け、ガ	研究部門			示す竜巻の評価手法の
	更に伴う竜	イドで例示している竜巻最大風速の評価				変更に伴う竜巻影響評
	巻影響評価	手法の見直しを検討することとなった。				価の対応について」を報
	ガイドの見					生
	直し	規制委員会の対応: 気象庁からの聞き取				・H30. 10. 10 原子力規制
		りの結果、両スケールの階級を互いに読み				委員会にて、これまでの
		替えることは想定されていない旨の回答				検討結果等を踏まえた
		があったことなどから、当面の間、基準竜				竜巻影響評価ガイドの
		巻風速の設定において、JFE スケールを用				改正案等を審議。
		いない旨をガイドに示すこととしたもの。				・H30.11.28 原子力規制
						委員会にて、意見募集の
						結果を報告し、改正案が
						了承。
基	火災防護審	背景: 保安検査において、火災区域・区	原子力規制	火災防護審査基準	H31.2.13 (決定/公	・H31.2.13 原子力規制
準	査基準の一	画に異なる感知方式の感知器等として設	企画課(火	(実炉)	布/施行)	委員会にて、意見募集の
	部改正(原子	置したもののうち、熱感知器については、	災対策室)			結果、これを踏まえた改

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
	力発電所に	消防法令に定められた設置基準と異なる	11 2134	7,000	※施行から 5 年以降	正案及び現場における
	おける火災	方法で設置されていた。			に最初の定期検査	火災感知器の設置状況
	感知器の設	-			が終了するとき又	の確認結果を報告。
	置要件の明	規制委員会の対応: これを受け、異なる			は運転を開始する	・新たな感知器等の設
	確化につい	感知方式の感知器等のそれぞれに対して、			ときまで経過措置	置数、工事期間等を勘案
	て)	消防法令に定める設置要件を満たすため			期間を設定	して施行から5年の経
		の対策を求めることとしたもの。				過措置期間を設定。
						・施行時に着手してい
						る工事は継続を妨げな
						V'o
基	震源を特定	背景: 平成 29 年 11 月 29 日の原子力規	地震・津波	• 設置許可基準規則解	R3.4.21 (決定/公布	• R2. 3. 4 、 R2. 3. 23 、
準	せず策定す	制委員会において、全国共通に適用できる	審査部門	釈(実用・研開炉・再処	<u>/施行)</u>	R2.7.15 原子力規制
	る地震動	「震源を特定せず策定する地震動」の策定	地震・津波	理・加工・試験・貯蔵・		委員会において、改正
		方法を明示することを目的とした検討チ	研究部門	管理)	※耐震Sクラスの原	後に必要な申請手続、
		ームの設置を決定した。検討チーム会合で	原子力規制	・基準地震動及び耐震	子力施設を有する	経過措置、改正対象等
		は「震源を特定せず策定する地震動」に係	企画課	設計方針に係る審査	事業者に対して、	について審議。R3.1.20
		る標準応答スペクトルについて検討を行		ガイド	設置変更許可まで	原子力規制委員会にお
		い、令和元年8月7日の第11回検討チー			3 年間の経過措置	いて、パブコメ実施に
		ムにおいて、その結果を報告書に取りまと			期間を設定	ついて了承。R3.1.21~
		めた。				R3.2.19 までパブコメ
						を実施。 <u>R3. 4. 21 原子力</u>
		規制委員会の対応: これを受け、令和元				規制委員会において、
		年 8 月 28 日の原子力規制委員会において				意見募集の結果を報告
		上記報告書の内容を審議、規制に反映させ				し、改正案が了承。
		ることについて了承された。				• R3. 4. 26 原子力規制
						委員会において、改正
						後に必要となる申請等
						の手続に係る指示文書
						<u>を発出。</u>

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
基	デジタル安	背景: 令和元年の原子力規制委員会の重	技術基盤	検討中	未定	• R1. 9. 13 原子力規制
準	全保護系の	要課題として、発電用原子炉施設における	課、システ			委員会において、取組
	共通要因故	デジタル安全保護系の共通要因故障対策	ム安全研究			方針が了承された。
	障対策	の規制への取り込みが挙げられている。	部門、実用			・R1.10.2 原子力規制
			炉審査部			委員会において、検討
		規制委員会の対応: 最近の国際的な動向	門、核セキ			チームの設置が了承さ
		も踏まえ、信頼性向上の観点から現行規制	ュリティ部			れた。
		の見直しを検討することとし、発電用原子	門			・これまでに 4 回の検
		炉施設におけるデジタル安全保護系の共				討チーム会合を開催。
		通要因故障対策等に関する検討チームを				•R2.3.11、R2.3.23 原
		設置することとした。				子力規制委員会におい
						て検討結果を報告し、
						本件対策として満足す
						べき水準について了承
						された。
						・R2.7.8 原子力規制
						委員会において、事業
						者の自主的取組につい
						て公開の会合で提案を
						受けることが了承され
						た。
						・R2.10.6 第5回検討
						チーム会合において、
						事業者の自主的取り組
						みについて聴取。
						・R2.10.21 原子力規
						制委員会において聴取
						結果を報告した。
						・R2. 12. 24 ATENA から

案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
					「原子力発電所におけ
					るデジタル安全保護回
					路のソフトウェア共通
					要因故障緩和対策に関
					する技術要件書」が発
					行された。
					・R3.3.26 ATENA との
					面談において、上記技
					術要件書の説明を受け
					た